

第10部 手術

通則

- 1 手術の費用は、第1節若しくは第2節の各区分に掲げる所定点数のみにより、又は第1節に掲げる所定点数及び第2節の各区分に掲げる所定点数を合算した点数により算定する。この場合において、手術に伴って行った処置（区分番号J122からJ129-4までに掲げるものを除く。）及び診断穿刺・検体採取並びに手術に当たって通常使用される保険医療材料の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。
- 2 手術に当たって、第3節に掲げる医療機器等、薬剤（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節、第4節若しくは第5節の各区分又は区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 第1節に掲げられていない手術であって特殊な手術の手術料は、第1節に掲げられている手術のうちで最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。
- 4 区分番号K007（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K022の1、K059の3のイ、K059の4、K136-2、K169（注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K180の3、K181、K181-2、K190、K190-2、K190-6、K190-7、K254の1、K260-2、K268の5、K280-2、K281-2、K328からK328-3まで、K340-7、K443の3、K444の4、K461-2、K462-2、K464-2、K476（1から7までについては、注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K476-4、K514の10、K514-4、K514-6、K530-3、K546、K548、K549、K555-2、K562-2、K595（注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K595-2、K597からK600まで、K603からK604-2まで、K605-2、K605-4、K605-5、K615-2、K617-5、K627-3、K627-4、K636-2、K642-3、K643-2、K656-2、K677の1、K678、K695-2、K697-5、K697-7、K699-2、K702-2、K703-2、K709-3、K709-5、K721-4、K754-3、K768、K769-3、K772-3、K773-3からK773-5まで、K780、K780-2、K785-2、K800-3、K802-4、K803-2、K803-3、K823-5、K841-4、K843-2からK843-4まで、K865-2、K879-2、K910-2及びK910-3に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。ただし、区分番号K546、K549、K597-3、K597-4、K615-2及びK636-2に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合に限り、地方厚生局長等に届け出ることを要しない。
- 5 区分番号K011、K020、K053、K076、K079、K079-2、K080-2、K082、K106、K107、K109、K136、K151-2、K154、K154-2、K160、K167、K169からK171まで、K174からK178-2まで、K181、K190、K204、K229、K230、K234からK236まで、K244、K259、K266、K277-2、K280、K281、K319、K322、K327、K343、K376、K395、K415、K425、K427-2、K434、K442、K443、K458、K462、K484、K496、K496-3、K497からK498まで、K511、K514、K518、K519、K525、K526の2、K527、K529、K531、K537、K546、K547、K549、K552、K552-2、K595、K597、K597-2、K645、K677、K677-2、K695（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K695-2、K702、K703、K703-2、K756（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K764、K765、K779、K779-3、K780、K780-2、K801、K803（6を除く。）、K818からK820まで、K843、K850、K857、K859（1を除く。）、K863-3、K889及びK890-2に掲げる手術、体外循環を要する手術並びに胸腔鏡又は腹腔鏡を

用いる手術（通則4に掲げる手術を除く。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

- 6 区分番号K528、K528-3、K535、K583、K586の3、K587、K684、K695、K751の3及び4、K751-2、K756並びにK773に掲げる手術（1歳未満の乳児に対して行われるものに限る。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 7 区分番号K138、K142の6、K145、K147、K149、K150、K151-2、K154、K154-2、K155、K163からK164-2まで、K166、K169、K172からK174まで、K178、K180、K191、K192、K239、K241、K243、K245、K259、K261、K268、K269、K275からK281まで、K282、K346、K386、K393の1、K397、K398の2、K425からK426-2まで、K511の3、K513、K519、K528、K528-3、K534-3、K535、K554からK558まで、K562からK572まで、K573の2、K574からK587まで、K589からK591まで、K601、K603-2、K610の1、K616-3、K633の4及び5、K634、K635-3、K636、K639、K644、K664、K666、K666-2、K674、K674-2、K684、K697-5、K716の1、K716-2、K717、K726、K726-2、K729からK729-3まで、K734からK735まで、K735-3、K751の1及び2、K751-2、K756、K756-2、K775、K805、K812-2並びにK913に掲げる手術を手術時体重が1,500グラム未満の児又は新生児（手術時体重が1,500グラム未満の児を除く。）に対して実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の100分の400又は100分の300に相当する点数を加算する。
- 8 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の幼児に対して手術（区分番号K618に掲げる中心静脈注射用植込型カテーテル設置を除く。）を行った場合は、当該手術の所定点数に所定点数の100分の100又は100分の50に相当する点数を加算する。ただし、前号に規定する加算を算定する場合は算定しない。
- 9 区分番号K293、K294、K314、K343、K374、K376、K394、K410、K412、K415、K422、K424、K425、K439、K442の2及び3、K455、K458並びにK463に掲げる手術については、区分番号K469に掲げる頸部郭清術を併せて行った場合は、所定点数に片側の場合は4,000点を、両側の場合は6,000点を加算する。
- 10 HIV抗体陽性の患者に対して、観血的手術を行った場合は、4,000点を当該手術の所定点数に加算する。
- 11 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）感染症患者（感染症法の規定に基づき都道府県知事に対して医師の届出が義務づけられるものに限る。）、B型肝炎感染患者（HBs又はHBe抗原陽性の者に限る。）若しくはC型肝炎感染患者又は結核患者に対して、区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔、区分番号L002に掲げる硬膜外麻酔又は区分番号L004に掲げる脊椎麻酔を伴う手術を行った場合は、1,000点を所定点数に加算する。
- 12 緊急のために休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である手術（区分番号K914に掲げる脳死臓器提供管理料及び区分番号K915に掲げる生体臓器提供管理料を除く。）を行った場合において、当該手術の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。
 - イ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合
 - (1) 休日加算1 所定点数の100分の160に相当する点数
 - (2) 時間外加算1（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。） 所定点数の100分の80に相当する点数
 - (3) 深夜加算1 所定点数の100分の160に相当する点数

- (4) (1)から(3)までにかかわらず、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である手術を行った場合 所定点数の100分の80に相当する点数
- ロ イ以外の保険医療機関において行われる場合
- (1) 休日加算2 所定点数の100分の80に相当する点数
- (2) 時間外加算2 (入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。) 所定点数の100分の40に相当する点数
- (3) 深夜加算2 所定点数の100分の80に相当する点数
- (4) (1)から(3)までにかかわらず、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である手術を行った場合 所定点数の100分の40に相当する点数
- 13 対称器官に係る手術の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、片側の器官の手術料に係る点数とする。
- 14 同一手術野又は同一病巣につき、2以上の手術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる手術の所定点数のみにより算定する。ただし、神経移植術、骨移植術、植皮術、動脈(皮)弁術、筋(皮)弁術、遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)、粘膜移植術若しくは筋膜移植術と他の手術とを同時に行った場合、大腿骨頭回転骨切り術若しくは大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術と骨盤骨切り術、臼蓋形成手術若しくは寛骨臼移動術とを同時に行った場合、喉頭気管分離術と血管結紮術で開胸若しくは開腹を伴うものとを同時に行った場合又は先天性気管狭窄症手術と第10部第1節第8款に掲げる手術を同時に行った場合は、それぞれの所定点数を合算して算定する。また、別に厚生労働大臣が定める場合は別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 15 手術を開始した後、患者の病状の急変等やむを得ない事情によりその手術を途中で中絶しなければならぬ場合においては、当該中絶までに行った実態に最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。
- 16 区分番号K664に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- 17 歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後1月以内に、第6款(顔面・口腔・頸部)、第7款(胸部)及び第9款(腹部)に掲げる悪性腫瘍手術又は第8款(心・脈管(動脈及び静脈は除く。))に掲げる手術をそれぞれ全身麻酔下で実施した場合は、周術期口腔機能管理後手術加算として、200点を所定点数に加算する。

第1節 手術料

第1款 皮膚・皮下組織

区分

(皮膚、皮下組織)

K000 創傷処理

- | | | |
|---|---------------------------------------|--------|
| 1 | 筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル未満) | 1,250点 |
| 2 | 筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満) | 1,680点 |
| 3 | 筋肉、臓器に達するもの(長径10センチメートル以上) | |
| イ | 頭頸部のもの(長径20センチメートル以上のものに限る。) | 7,170点 |
| ロ | その他のもの | 2,000点 |
| 4 | 筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル未満) | 470点 |
| 5 | 筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満) | 850点 |
| 6 | 筋肉、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上) | 1,320点 |
- 注1 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算

定する。

2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。

3 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り100点を加算する。

K000-2 小児創傷処理（6歳未満）

1 筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル未満） 1,250点

2 筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満） 1,400点

3 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） 1,850点

4 筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上） 2,860点

5 筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満） 450点

6 筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満） 500点

7 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） 950点

8 筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上） 1,450点

注1 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。

2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。

3 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り100点を加算する。

K001 皮膚切開術

1 長径10センチメートル未満 470点

2 長径10センチメートル以上20センチメートル未満 820点

3 長径20センチメートル以上 1,470点

K002 デブリードマン

1 100平方センチメートル未満 1,020点

2 100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満 2,990点

3 3,000平方センチメートル以上 8,360点

注1 熱傷により全身の20パーセント以上に植皮を行う場合においては、5回を限度として算定する。

2 注1の場合を除き、当初の1回に限り算定する。

3 骨、腱又は筋肉の露出を伴う損傷については、当初の1回に限り、深部デブリードマン加算として、1,000点を所定点数に加算する。

4 水圧式デブリードマンを実施した場合は、一連の治療につき1回に限り、水圧式デブリードマン加算として、2,500点を所定点数に加算する。

K003 皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部）

1 長径3センチメートル未満 3,480点

2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満 9,180点

3 長径6センチメートル以上 17,810点

K004 皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部以外）

1 長径3センチメートル未満 2,110点

2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満 4,070点

3 長径6センチメートル以上 9,480点

K005 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）

1 長径2センチメートル未満 1,660点

	2 長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670点
	3 長径4センチメートル以上	4,360点
K006	皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）	
	1 長径3センチメートル未満	1,280点
	2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230点
	3 長径6センチメートル以上12センチメートル未満	4,160点
	4 長径12センチメートル以上	8,320点
K006-2	鶏眼・胼胝 ^{べんち} 切除術（露出部で縫合を伴うもの）	
	1 長径2センチメートル未満	1,660点
	2 長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670点
	3 長径4センチメートル以上	4,360点
K006-3	鶏眼・胼胝 ^{べんち} 切除術（露出部以外で縫合を伴うもの）	
	1 長径3センチメートル未満	1,280点
	2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230点
	3 長径6センチメートル以上	4,160点
K006-4	皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術（一連につき）	
	1 長径3センチメートル未満の良性皮膚腫瘍	1,280点
	2 長径3センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍	2,050点
	3 長径3センチメートル以上6センチメートル未満の良性又は悪性皮膚腫瘍	3,230点
	4 長径6センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍	4,160点
K007	皮膚悪性腫瘍切除術	
	1 広汎切除	28,210点
	2 単純切除	11,000点
	注 放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検（悪性黒色腫に係るものに限る。）を併せて行った場合には、悪性黒色腫センチネルリンパ節加算として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該手術に用いた色素の費用は、算定しない。	
K007-2	経皮的放射線治療用金属マーカー留置術 ^{えき}	10,000点
K008	腋臭症手術	
	1 皮弁法	5,730点
	2 皮膚有毛部切除術	3,000点
	3 その他のもの	1,660点
	（形成）	
K009	皮膚剥削術 ^{はく}	
	1 25平方センチメートル未満	1,490点
	2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	4,370点
	3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	9,060点
	4 200平方センチメートル以上	13,640点
K010	癬痕拘縮形成手術 ^{はん}	
	1 顔面	12,660点
	2 その他	8,060点
K011	顔面神経麻痺形成手術 ^ひ	
	1 静的なもの	19,110点
	2 動的なもの	64,350点
K012	削除	
K013	分層植皮術	
	1 25平方センチメートル未満	3,520点
	2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	6,270点

3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	9,000点
4	200平方センチメートル以上	25,820点
注	広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部 ^{けい} 、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。	
K013-2	全層植皮術	
1	25平方センチメートル未満	10,000点
2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	12,500点
3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	28,210点
4	200平方センチメートル以上	40,290点
注	広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部 ^{けい} 、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。	
K014	皮膚移植術（生体・培養）	6,110点
注1	生体皮膚又は培養皮膚移植を行った場合に算定する。	
2	生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
K014-2	皮膚移植術（死体）	
1	200平方センチメートル未満	6,750点
2	200平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	9,000点
3	500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満	13,490点
4	1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	32,920点
5	3,000平方センチメートル以上	37,610点
K015	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	
1	25平方センチメートル未満	3,760点
2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	11,440点
3	100平方センチメートル以上	22,310点
K016	動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術	41,120点
K017	遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	
1	乳房再建術の場合	84,050点
2	その他の場合	92,460点
K018	削除	
K019	複合組織移植術	17,490点
K020	自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	127,310点
K021	粘膜移植術	
1	4平方センチメートル未満	6,510点
2	4平方センチメートル以上	7,080点
K021-2	粘膜弁手術	
1	4平方センチメートル未満	11,600点
2	4平方センチメートル以上	12,260点
K022	組織拡張器による再建手術（一連につき）	
1	乳房（再建手術）の場合	18,460点
2	その他の場合	18,460点
K022-2	象皮病根治手術	
1	大腿 ^{たい}	27,380点
2	下腿 ^{たい}	21,010点
	第2款 筋骨格系・四肢・体幹	

区分

（筋膜、筋、腱^{けん}、腱鞘^{けんしやう}）

K023	筋膜切離術、筋膜切開術	840点
K024	筋切離術	3,080点
K025	股関節内転筋切離術	4,410点
K026	股関節筋群解離術	12,140点
K026-2	股関節周囲筋腱解離術（変形性股関節症）	16,700点
	注 変形性股関節症の患者に対して行われた場合に限り算定する。	
K027	筋炎手術	
	1 腸腰筋、殿筋、大腿筋	2,060点
	2 その他の筋	1,210点
K028	腱鞘切開術（関節鏡下によるものを含む。）	2,050点
K029	筋肉内異物摘出術	2,840点
K030	四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術	
	1 肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹	7,390点
	2 手、足	3,750点
K031	四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術	
	1 肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹	24,130点
	2 手、足	12,870点
K032	削除	
K033	筋膜移植術	
	1 指（手、足）	7,890点
	2 その他のもの	10,310点
K034	腱切離・切除術（関節鏡下によるものを含む。）	4,290点
K035	腱剥離術（関節鏡下によるものを含む。）	11,430点
K035-2	腱滑膜切除術	7,550点
K036	削除	
K037	腱縫合術	11,320点
K037-2	アキレス腱断裂手術	8,710点
K038	腱延長術	10,750点
K039	腱移植術（人工腱形成術を含む。）	
	1 指（手、足）	15,650点
	2 その他のもの	19,890点
K040	腱移行術	
	1 指（手、足）	13,610点
	2 その他のもの	18,080点
K040-2	指伸筋腱脱臼観血的整復術	13,610点
K040-3	腓骨筋腱腱鞘形成術	18,080点
K041	削除	
	（四肢骨）	
K042	骨穿孔術	1,730点
K043	骨搔爬術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	12,270点
	2 前腕、下腿	6,700点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590点
K043-2	骨関節結核瘻孔摘出術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	12,270点
	2 前腕、下腿	6,700点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590点
K043-3	骨髓炎手術（骨結核手術を含む。）	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	12,270点

	2	前腕、 ^{たい} 下腿	6,700点
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590点
K044		骨折非観血的整復術	
	1	肩甲骨、上腕、 ^{たい} 大腿	1,600点
	2	前腕、 ^{たい} 下腿	1,780点
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	1,440点
K045		骨折経皮的鋼線刺入固定術	
	1	肩甲骨、上腕、 ^{たい} 大腿	7,060点
	2	前腕、 ^{たい} 下腿	4,100点
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	1,660点
K046		骨折観血的手術	
	1	肩甲骨、上腕、 ^{たい} 大腿	18,810点
	2	前腕、 ^{たい} 下腿、手舟状骨	14,810点
	3	鎖骨、膝蓋骨、手（舟状骨を除く。）、足、指（手、足）その他	9,480点
K046-2		観血的整復固定術（インプラント周囲骨折に対するもの）	
	1	肩甲骨、上腕、 ^{たい} 大腿	21,710点
	2	前腕、 ^{たい} 下腿	18,800点
	3	手、足、指（手、足）	10,940点
K047		難治性骨折電磁波電気治療法（一連につき）	12,500点
K047-2		難治性骨折超音波治療法（一連につき）	12,500点
K047-3		超音波骨折治療法（一連につき）	4,620点
		注 骨折観血的手術等が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。	
K048		骨内異物（挿入物を含む。）除去術	
	1	頭蓋、顔面（複数切開を要するもの）	12,100点
	2	その他の頭蓋、顔面、肩甲骨、 ^{たい} 上腕、 ^{たい} 大腿	7,870点
	3	前腕、 ^{たい} 下腿	5,200点
	4	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	3,620点
K049		骨部分切除術	
	1	肩甲骨、上腕、 ^{たい} 大腿	5,900点
	2	前腕、 ^{たい} 下腿	4,410点
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	3,280点
K050		腐骨摘出術	
	1	肩甲骨、上腕、 ^{たい} 大腿	14,960点
	2	前腕、 ^{たい} 下腿	10,430点
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,420点
K051		骨全摘術	
	1	肩甲骨、上腕、 ^{たい} 大腿	27,890点
	2	前腕、 ^{たい} 下腿	13,050点
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	5,160点
K051-2		中手骨又は中足骨摘除術（2本以上）	5,160点
		注 2本以上の骨に対して行われた場合に限り算定する。	
K052		骨腫瘍切除術	
	1	肩甲骨、上腕、 ^{たい} 大腿	17,410点
	2	前腕、 ^{たい} 下腿	9,370点
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	4,340点
K052-2		多発性軟骨性外骨腫摘出術	
	1	肩甲骨、上腕、 ^{たい} 大腿	17,410点
	2	前腕、 ^{たい} 下腿	9,370点
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	4,340点

K052-3	多発性骨腫摘出術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	17,410点
	2 前腕、下腿	9,370点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	4,340点
K053	骨悪性腫瘍手術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	32,550点
	2 前腕、下腿	32,040点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	22,010点
K054	骨切り術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	28,210点
	2 前腕、下腿	22,680点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	7,930点
	注 先天異常による上腕又は前腕の骨の変形を矯正することを目的とする骨切り術において、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、患者適合型変形矯正ガイド加算として、6,000点を所定点数に加算する。	
K055	削除	
K055-2	大腿骨頭回転骨切り術	44,070点
K055-3	大腿骨近位部（転子間を含む。）骨切り術	37,570点
K056	偽関節手術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	28,210点
	2 前腕、下腿、手舟状骨	28,210点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手（舟状骨を除く。）、足、指（手、足）その他	14,500点
K056-2	難治性感染性偽関節手術（創外固定器によるもの）	48,820点
K057	変形治癒骨折矯正手術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	34,400点
	2 前腕、下腿	27,550点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	15,770点
	注 上腕又は前腕について、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、患者適合型変形矯正ガイド加算として、6,000点を所定点数に加算する。	
K058	骨長調整手術	
	1 骨端軟骨発育抑制術	16,340点
	2 骨短縮術	14,960点
	3 骨延長術（指（手、足））	16,390点
	4 骨延長術（指（手、足）以外）	29,370点
K059	骨移植術（軟骨移植術を含む。）	
	1 自家骨移植	14,030点
	2 同種骨移植（生体）	23,890点
	3 同種骨移植（非生体）	
	イ 同種骨移植（特殊なもの）	24,370点
	ロ その他の場合	21,050点
	4 自家培養軟骨移植術	14,030点
	注 骨提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K059-2	関節鏡下自家骨軟骨移植術 （四肢関節、靭帯）	18,620点
K060	関節切開術	
	1 肩、股、膝	3,600点
	2 胸鎖、肘、手、足	1,280点
	3 肩鎖、指（手、足）	680点

K060-2	肩甲関節周囲沈着石灰摘出術	3,600点
K060-3	化膿性又は結核性関節炎搔爬術	
	1 肩、股、膝	20,020点
	2 胸鎖、肘、手、足	13,130点
	3 肩鎖、指(手、足)	3,330点
K061	関節脱臼非観血的整復術	
	1 肩、股、膝	1,500点
	2 胸鎖、肘、手、足	1,300点
	3 肩鎖、指(手、足)、小児肘内障	800点
K062	先天性股関節脱臼非観血的整復術(両側)	
	1 リーメンビューゲル法	2,050点
	2 その他	2,950点
K063	関節脱臼観血的整復術	
	1 肩、股、膝	28,210点
	2 胸鎖、肘、手、足	18,810点
	3 肩鎖、指(手、足)	15,080点
K064	先天性股関節脱臼観血的整復術	23,240点
K065	関節内異物(挿入物を含む。)除去術	
	1 肩、股、膝	12,430点
	2 胸鎖、肘、手、足	4,600点
	3 肩鎖、指(手、足)	2,950点
K065-2	関節鏡下関節内異物(挿入物を含む。)除去術	
	1 肩、股、膝	13,950点
	2 胸鎖、肘、手、足	12,300点
	3 肩鎖、指(手、足)	7,930点
K066	関節滑膜切除術	
	1 肩、股、膝	17,750点
	2 胸鎖、肘、手、足	11,200点
	3 肩鎖、指(手、足)	7,930点
K066-2	関節鏡下関節滑膜切除術	
	1 肩、股、膝	17,610点
	2 胸鎖、肘、手、足	17,030点
	3 肩鎖、指(手、足)	16,060点
K066-3	滑液膜摘出術	
	1 肩、股、膝	17,750点
	2 胸鎖、肘、手、足	11,200点
	3 肩鎖、指(手、足)	7,930点
K066-4	関節鏡下滑液膜摘出術	
	1 肩、股、膝	17,610点
	2 胸鎖、肘、手、足	17,030点
	3 肩鎖、指(手、足)	16,060点
K066-5	膝蓋骨滑液囊切除術	11,200点
K066-6	関節鏡下膝蓋骨滑液囊切除術	17,030点
K066-7	掌指関節滑膜切除術	7,930点
K066-8	関節鏡下掌指関節滑膜切除術	16,060点
K067	関節鼠摘出手術	
	1 肩、股、膝	13,000点
	2 胸鎖、肘、手、足	10,580点
	3 肩鎖、指(手、足)	3,970点

K067-2	関節鏡下関節鼠 ^{ねずみ} 摘出手術	
	1 肩、股、膝	17,780点
	2 胸鎖、肘、手、足	19,100点
	3 肩鎖、指(手、足)	12,000点
K068	半月板切除術	9,200点
K068-2	関節鏡下半月板切除術	15,090点
K069	半月板縫合術	11,200点
K069-2	関節鏡下三角線維軟骨複合体切除・縫合術	16,730点
K069-3	関節鏡下半月板縫合術	18,810点
K070	ガングリオン摘出術	
	1 手、足、指(手、足)	3,050点
	2 その他(ヒグローム摘出術を含む。)	3,190点
K071	削除	
K072	関節切除術	
	1 肩、股、膝	21,200点
	2 胸鎖、肘、手、足	16,070点
	3 肩鎖、指(手、足)	5,670点
K073	関節内骨折観血的手術	
	1 肩、股、膝、肘	20,760点
	2 胸鎖、手、足	17,070点
	3 肩鎖、指(手、足)	10,370点
K073-2	関節鏡下関節内骨折観血的手術	
	1 肩、股、膝、肘	27,720点
	2 胸鎖、手、足	18,910点
	3 肩鎖、指(手、足)	11,970点
K074	靱帯断裂縫合術	
	1 十字靱帯	17,070点
	2 膝側副靱帯	16,560点
	3 指(手、足)その他の靱帯	7,600点
K074-2	関節鏡下靱帯断裂縫合術	
	1 十字靱帯	24,170点
	2 膝側副靱帯	16,510点
	3 指(手、足)その他の靱帯	15,720点
K075	非観血的関節授動術	
	1 肩、股、膝	1,320点
	2 胸鎖、肘、手、足	1,260点
	3 肩鎖、指(手、足)	490点
K076	観血的関節授動術	
	1 肩、股、膝	38,890点
	2 胸鎖、肘、手、足	28,210点
	3 肩鎖、指(手、足)	8,460点
K077	観血的関節制動術	
	1 肩、股、膝	27,380点
	2 胸鎖、肘、手、足	15,560点
	3 肩鎖、指(手、足)	5,550点
K078	観血的関節固定術	
	1 肩、股、膝	21,640点
	2 胸鎖、肘、手、足	18,590点
	3 肩鎖、指(手、足)	7,200点

K079	靱帯断裂形成手術	
	1 十字靱帯	28,210点
	2 膝側副靱帯	18,810点
	3 指(手、足)その他の靱帯	16,350点
K079-2	関節鏡下靱帯断裂形成手術	
	1 十字靱帯	34,980点
	2 膝側副靱帯	17,280点
	3 指(手、足)その他の靱帯	16,390点
	4 内側膝蓋大腿靱帯	20,180点
K080	関節形成手術	
	1 肩、股、膝	45,720点
	2 胸鎖、肘、手、足	28,210点
	3 肩鎖、指(手、足)	13,740点
	注 関節挿入膜を患者の筋膜から作成した場合は、880点を所定点数に加算する。	
K080-2	内反足手術	25,930点
K080-3	肩腱板断裂手術	
	1 簡単なもの	18,700点
	2 複雑なもの	24,310点
K080-4	関節鏡下肩腱板断裂手術	
	1 簡単なもの	27,040点
	2 複雑なもの	38,670点
K080-5	関節鏡下肩関節唇形成術	
	1 腱板断裂を伴うもの	45,200点
	2 腱板断裂を伴わないもの	32,160点
K080-6	関節鏡下股関節唇形成術	44,830点
K081	人工骨頭挿入術	
	1 肩、股	19,500点
	2 肘、手、足	18,810点
	3 指(手、足)	9,070点
K082	人工関節置換術	
	1 肩、股、膝	37,690点
	2 胸鎖、肘、手、足	28,210点
	3 肩鎖、指(手、足)	13,310点
K082-2	人工関節抜去術	
	1 肩、股、膝	30,230点
	2 胸鎖、肘、手、足	22,680点
	3 肩鎖、指(手、足)	13,950点
K082-3	人工関節再置換術	
	1 肩、股、膝	54,810点
	2 胸鎖、肘、手、足	34,190点
	3 肩鎖、指(手、足)	21,930点
K083	鋼線等による直達牽引(初日。観血的に行った場合の手技料を含む。)(1局所につき)	2,510点
	注 介達牽引又は消炎鎮痛等処置と併せて行った場合は、鋼線等による直達牽引の所定点数のみにより算定する。	
K083-2	内反足足板挺子固定	2,030点
	注 介達牽引又は消炎鎮痛等処置と併せて行った場合は、内反足足板挺子固定の所定点数のみにより算定する。	
	(四肢切断、離断、再接合)	

K084	四肢切断術	
	1 肩甲帯	36,500点
	2 上腕、前腕、手、大腿、下腿、足	24,320点
	3 指(手、足)	3,330点
K084-2	肩甲帯離断術	36,500点
K085	四肢関節離断術	
	1 肩、股、膝	28,630点
	2 肘、手、足	11,360点
	3 指(手、足)	3,330点
K086	断端形成術(軟部形成のみのもの)	
	1 指(手、足)	2,770点
	2 その他	3,300点
K087	断端形成術(骨形成を要するもの)	
	1 指(手、足)	7,410点
	2 その他	10,630点
K088	切断四肢再接合術	
	1 四肢	144,680点
	2 指(手、足)	81,900点
	(手、足)	
K089	爪甲除去術	640点
K090	ひょう疽手術	
	1 軟部組織のもの	990点
	2 骨、関節のもの	1,280点
K090-2	風棘手術	990点
K091	陥入爪手術	
	1 簡単なもの	1,400点
	2 爪床爪母の形成を伴う複雑なもの	2,490点
K092	削除	
K093	手根管開放手術	4,110点
K093-2	関節鏡下手根管開放手術	10,400点
K094	足三関節固定(ランブリヌディ)手術	27,890点
K095	削除	
K096	手掌、足底腱膜切離・切除術	
	1 鏡視下によるもの	4,340点
	2 その他のもの	2,750点
K096-2	体外衝撃波疼痛治療術(一連につき)	5,000点
K097	手掌、足底異物摘出術	3,190点
K098	手掌屈筋腱縫合術	11,090点
K099	指癒痕拘縮手術	6,880点
K099-2	デュプイトレン拘縮手術	
	1 1指	10,430点
	2 2指から3指	22,480点
	3 4指以上	32,710点
K100	多指症手術	
	1 軟部形成のみのもの	2,640点
	2 骨関節、腱の形成を要するもの	13,250点
K101	合指症手術	
	1 軟部形成のみのもの	7,320点
	2 骨関節、腱の形成を要するもの	13,910点

K 1 0 1 - 2	指癒着症手術	
	1 軟部形成のみのもの	7,320点
	2 骨関節、 ^{けん} 腱の形成を要するもの	13,910点
K 1 0 2	巨指症手術	
	1 軟部形成のみのもの	8,330点
	2 骨関節、 ^{けん} 腱の形成を要するもの	17,700点
K 1 0 3	屈指症手術、斜指症手術	
	1 軟部形成のみのもの	11,510点
	2 骨関節、 ^{けん} 腱の形成を要するもの	15,390点
K 1 0 4	削除	
K 1 0 5	裂手、裂足手術	27,890点
K 1 0 6	母指化手術	35,610点
K 1 0 7	指移植手術	116,670点
K 1 0 8	母指対立再建術	19,150点
K 1 0 9	神経血管柄付植皮術（手、足）	40,460点
K 1 1 0	第四足指短縮症手術	10,790点
K 1 1 0 - 2	第一足指外反症矯正手術	10,790点
K 1 1 1	削除	
	（脊柱、骨盤）	
K 1 1 2	腸骨窩 ^{かのう} 膿瘍切開術	4,670点
K 1 1 3	腸骨窩 ^{かのう} 膿瘍搔爬術	11,600点
K 1 1 4 及び K 1 1 5	削除	
K 1 1 6	脊椎、骨盤骨搔爬術	17,170点
K 1 1 7	脊椎脱臼非観血的整復術	2,570点
K 1 1 7 - 2	頸椎 ^{けい} 非観血的整復術	2,570点
K 1 1 7 - 3	椎間板ヘルニア徒手整復術	2,570点
K 1 1 8	脊椎、骨盤脱臼観血的手術	31,030点
K 1 1 9	仙腸関節脱臼観血的手術	24,320点
K 1 2 0	恥骨結合離開観血的手術	7,890点
K 1 2 0 - 2	恥骨結合離開非観血的整復固定術	1,580点
K 1 2 1	骨盤骨折非観血的整復術	2,570点
K 1 2 2 及び K 1 2 3	削除	
K 1 2 4	腸骨翼骨折観血的手術	15,760点
K 1 2 4 - 2	寛骨臼骨折観血的手術	43,790点
K 1 2 5	骨盤骨折観血的手術（腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く。）	32,110点
K 1 2 6	脊椎、骨盤骨（軟骨）組織採取術（試験切除によるもの）	
	1 棘突起、腸骨翼	3,150点
	2 その他のもの	4,510点
K 1 2 6 - 2	自家培養軟骨組織採取術	4,510点
K 1 2 7	削除	
K 1 2 8	脊椎、骨盤内異物（挿入物）除去術	12,770点
K 1 2 9 から K 1 3 1 まで	削除	
K 1 3 1 - 2	内視鏡下椎弓切除術	17,300点
	注 2 椎弓以上について切除を行う場合は、1 椎弓を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4 椎弓を超えないものとする。	
K 1 3 2	削除	

K 1 3 3	黄色 ^{じん} 靱帯骨化症手術	28,730点
K 1 3 4	椎間板摘出術	
	1 前方摘出術	40,030点
	2 後方摘出術	23,520点
	3 側方摘出術	28,210点
	4 経皮的髓核摘出術	15,310点
	注 2について、2以上の椎間板の摘出を行う場合には、1椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎間を超えないものとする。	
K 1 3 4-2	内視鏡下椎間板摘出（切除）術	
	1 前方摘出術	75,600点
	2 後方摘出術	30,390点
K 1 3 5	脊椎、骨盤腫瘍切除術	36,620点
K 1 3 6	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	88,870点
K 1 3 6-2	腫瘍脊椎骨全摘術	113,830点
K 1 3 7	骨盤切断術	48,650点
K 1 3 8	脊椎披裂手術	
	1 神経処置を伴うもの	29,370点
	2 その他のもの	18,990点
K 1 3 9	脊椎骨切り術	60,330点
K 1 4 0	骨盤骨切り術	36,990点
K 1 4 1	白蓋形成手術	28,220点
K 1 4 1-2	寛骨白移動術	40,040点
K 1 4 1-3	脊椎制動術	16,810点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 4 2	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）	
	1 前方椎体固定	37,240点
	2 後方又は後側方固定	32,890点
	3 後方椎体固定	41,160点
	4 前方後方同時固定	66,590点
	5 椎弓切除	13,310点
	6 椎弓形成	23,870点
	注1 椎間又は椎弓が併せて2以上の場合は、1椎間又は1椎弓を追加すごとに、追加した当該椎間又は当該椎弓に実施した手術のうち主たる手術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は椎間又は椎弓を併せて4を超えないものとする。	
	2 2から4までに掲げる手術の所定点数には、注1の規定にかかわらず、当該手術を実施した椎間に隣接する椎弓に係る5及び6に掲げる手術の所定点数が含まれる。	
K 1 4 2-2	脊椎側彎症 ^{わん} 手術	
	1 固定術	55,950点
	2 矯正術	
	イ 初回挿入	112,260点
	ロ 交換術	48,650点
	ハ 伸展術	20,540点
	注 1及び2のロ（胸郭変形矯正用材料を用いた場合に限る。）について、椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎間を超えないものとする。	
K 1 4 2-3	内視鏡下脊椎固定術（胸椎又は腰椎前方固定）	101,910点

注 椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎間を超えないものとする。

K 1 4 2 - 4 経皮的椎体形成術 19,960点

注1 複数椎体に行った場合は、1椎体を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎体を超えないものとする。

2 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K 1 4 3 仙腸関節固定術 29,190点

K 1 4 4 体外式脊椎固定術 25,800点

注 固定に伴って使用した保険医療材料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

第3款 神経系・頭蓋

通則

本款各区分に掲げる手術に当たって神経内視鏡を使用した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。

区分

(頭蓋、脳)

K 1 4 5 穿頭脳室ドレナージ術 1,940点

K 1 4 6 頭蓋開溝術 14,430点

K 1 4 7 穿頭術(トレパナチオン) 1,840点

K 1 4 8 試験開頭術 15,850点

K 1 4 9 減圧開頭術

1 キアリ奇形、脊髓空洞症の場合 28,210点

2 その他の場合 26,400点

K 1 5 0 脳膿瘍排膿術 21,470点

K 1 5 1 削除

K 1 5 1 - 2 広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術 193,060点

K 1 5 2 耳性頭蓋内合併症手術 56,950点

K 1 5 2 - 2 耳科的硬脳膜外膿瘍切開術 49,520点

K 1 5 3 鼻性頭蓋内合併症手術 52,870点

K 1 5 4 機能的定位脳手術

1 片側の場合 52,300点

2 両側の場合 94,500点

K 1 5 4 - 2 頭微鏡使用によるてんかん手術(焦点切除術、側頭葉切除術、脳梁^{りょう}離断術) 131,630点

K 1 5 4 - 3 定位脳腫瘍生検術 20,040点

K 1 5 5 脳切截術(開頭して行うもの) 16,340点

K 1 5 6 延髄における脊髓視床路切截術 40,950点

K 1 5 7 三叉^さ神経節後線維切截術 36,290点

K 1 5 8 視神経管開放術 36,290点

K 1 5 9 顔面神経減圧手術(乳様突起經由) 44,500点

K 1 5 9 - 2 顔面神経管開放術 44,500点

K 1 6 0 脳神経手術(開頭して行うもの) 37,620点

K 1 6 0 - 2 頭蓋内微小血管減圧術 43,920点

K 1 6 1 頭蓋骨腫瘍摘出術 23,490点

K 1 6 2 頭皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術 36,290点

K 1 6 3 頭蓋骨膜下血腫摘出術 10,460点

K 1 6 4 頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)

1 硬膜外のもの 36,970点

2 硬膜下のもの 33,790点

3 脳内のもの 47,020点

K 1 6 4 - 2	慢性硬膜下血腫 ^{せん} 穿孔洗淨術	10,900点
K 1 6 4 - 3	脳血管塞栓（血栓）摘出術	37,560点
K 1 6 4 - 4	定位的脳内血腫除去術	18,220点
K 1 6 4 - 5	内視鏡下脳内血腫除去術	42,950点
K 1 6 5	脳内異物摘出術	45,630点
K 1 6 6	脳膿瘍全摘術	36,500点
K 1 6 7	頭蓋内腫瘍 ^{りゅう} 摘出術	61,720点
K 1 6 8	脳切除術	36,290点
K 1 6 9	頭蓋内腫瘍摘出術	
1	松果体部腫瘍	158,100点
2	その他のもの	132,130点
注 1	脳腫瘍覚醒下マッピングを用いて実施した場合は、脳腫瘍覚醒下マッピング加算として、4,500点を所定点数に加算する。	
2	原発性悪性脳腫瘍に対する頭蓋内腫瘍摘出術において、タラポルフィンナトリウムを投与した患者に対しPDT半導体レーザーを用いて光線力学療法を実施した場合は、原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算として、10,000点を所定点数に加算する。	
K 1 7 0	経耳的聴神経腫瘍摘出術	76,890点
K 1 7 1	経鼻的下垂体腫瘍摘出術	83,700点
K 1 7 1 - 2	内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術	
1	下垂体腫瘍	108,470点
2	頭蓋底脳腫瘍（下垂体腫瘍を除く。）	123,620点
K 1 7 2	脳動静脈奇形摘出術	149,830点
K 1 7 3	脳・脳膜脱手術	36,290点
K 1 7 4	水頭症手術	
1	脳室穿破術（神経内視鏡手術によるもの）	38,840点
2	シャント手術	24,310点
K 1 7 4 - 2	髄液シャント抜去術	1,680点
K 1 7 5	脳動脈 ^{りゅう} 瘤被包術	
1	1箇所	82,020点
2	2箇所以上	94,040点
K 1 7 6	脳動脈 ^{りゅう} 瘤流入血管クリッピング（開頭して行うもの）	
1	1箇所	82,730点
2	2箇所以上	108,200点
K 1 7 7	脳動脈 ^{りゅう} 瘤頸部クリッピング	
1	1箇所	114,070点
2	2箇所以上	128,400点
注 1	開頭の部位数及び使用したクリップの個数にかかわらず、クリッピングを要する病変の箇所数に応じて算定する。	
2	頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、バイパス術併用加算として、16,060点を所定点数に加算する。	
K 1 7 8	脳血管内手術	
1	1箇所	63,270点
2	2箇所以上	81,800点
3	脳血管内ステントを用いるもの	79,850点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 7 8 - 2	経皮的脳血管形成術	39,780点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 7 8 - 3	経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術	

1	頭蓋内脳血管の場合	36,280点
2	頸部脳血管の場合（内頸動脈、椎骨動脈）	21,570点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K178-4	経皮的脳血栓回収術	33,150点
K178-5	経皮的脳血管ステント留置術	33,150点
K179	髄液漏閉鎖術	39,380点
K180	頭蓋骨形成手術	
1	頭蓋骨のみのもの	16,450点
2	硬膜形成を伴うもの	23,660点
3	骨移動を伴うもの	40,950点
	注 3については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K181	脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）	
1	片側の場合	65,100点
2	両側の場合	71,350点
K181-2	脳刺激装置交換術	14,270点
K181-3	頭蓋内電極抜去術	12,880点
K181-4	迷走神経刺激装置植込術	24,350点
K181-5	迷走神経刺激装置交換術	4,800点
	（脊髄、末梢神経、交感神経）	
K182	神経縫合術	
1	指（手、足）	12,640点
2	その他のもの	24,510点
K182-2	神経交差縫合術	
1	指（手、足）	43,580点
2	その他のもの	46,180点
K182-3	神経再生誘導術	12,640点
K183	脊髄硬膜切開術	25,840点
K183-2	空洞・くも膜下腔シャント術（脊髄空洞症に対するもの）	25,840点
K184	減圧脊髄切開術	26,960点
K185	脊髄切截術	38,670点
K186	脊髄硬膜内神経切断術	38,670点
K187	脊髄視床路切截術	42,370点
K188	神経剥離術	
1	鏡視下によるもの	14,170点
2	その他のもの	10,900点
K189	脊髄ドレナージ術	340点
K190	脊髄刺激装置植込術	
1	16極以下ジェネレーターを用いるもの	40,280点
2	32極ジェネレーターを用いるもの	33,750点
	注 脊髄刺激電極を2本留置する場合は、8,000点を所定点数に加算する。	
K190-2	脊髄刺激装置交換術	
1	16極以下ジェネレーターを用いるもの	15,650点
2	32極ジェネレーターを用いるもの	5,070点
K190-3	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ設置術	37,130点
K190-4	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ交換術	6,080点
K190-5	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ薬剤再充填	650点
	注 1月に1回に限り算定する。	
K190-6	仙骨神経刺激装置植込術	40,280点

K 1 9 0 - 7	仙骨神経刺激装置交換術	13, 610点
K 1 9 1	脊髄腫瘍摘出術	
1	髄外のもの	59, 500点
2	髄内のもの	118, 230点
K 1 9 2	脊髄血管腫摘出術	106, 460点
K 1 9 3	神経腫切除術	
1	指(手、足)	5, 770点
2	その他のもの	10, 770点
	注 神経腫が2個以上の場合は、神経腫を1個増すごとに、指(手、足)の場合は2, 800点を、その他の場合は4, 000点を加算する。	
K 1 9 3 - 2	レックリングハウゼン病偽神経腫切除術(露出部)	
1	長径2センチメートル未満	1, 660点
2	長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3, 670点
3	長径4センチメートル以上	4, 360点
K 1 9 3 - 3	レックリングハウゼン病偽神経腫切除術(露出部以外)	
1	長径3センチメートル未満	1, 280点
2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3, 230点
3	長径6センチメートル以上	4, 160点
K 1 9 4	神経捻除術	
1	後頭神経	4, 410点
2	上眼窩神経	4, 410点
3	眼窩下神経	4, 410点
4	おとがい神経	4, 410点
5	下顎神経	7, 750点
K 1 9 4 - 2	横隔神経麻痺術	4, 410点
K 1 9 4 - 3	眼窩下孔部神経切断術	4, 410点
K 1 9 4 - 4	おとがい孔部神経切断術	4, 410点
K 1 9 5	交感神経切除術	
1	頸動脈周囲	7, 930点
2	股動脈周囲	7, 750点
K 1 9 5 - 2	尾動脈腺摘出術	7, 750点
K 1 9 6	交感神経節切除術	
1	頸部	26, 030点
2	胸部	16, 340点
3	腰部	16, 240点
K 1 9 6 - 2	胸腔鏡下交感神経節切除術(両側)	18, 500点
K 1 9 6 - 3	ストッフエル手術	12, 490点
K 1 9 6 - 4	閉鎖神経切除術	12, 490点
K 1 9 6 - 5	末梢神経遮断(控滅又は切断)術(浅腓骨神経、深腓骨神経、後脛骨神経又は腓腹神経に限る。)	12, 490点
K 1 9 7	神経移行術	23, 660点
K 1 9 8	神経移植術	23, 520点
	第4款 眼	
	区分	
	(涙道)	
K 1 9 9	涙点、涙小管形成術	550点
K 2 0 0	涙嚢切開術	690点
K 2 0 0 - 2	涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術	630点
K 2 0 1	先天性鼻涙管閉塞開放術	3, 720点

K 2 0 2	涙管チューブ挿入術	
	1 涙道内視鏡を用いるもの	2,350点
	2 その他のもの	1,810点
K 2 0 3	涙嚢摘出術	4,590点
K 2 0 4	涙嚢鼻腔吻合術	23,490点
K 2 0 5	涙嚢瘻管閉鎖術	3,720点
K 2 0 6	涙小管形成手術	16,730点
	(眼瞼)	
K 2 0 7	眼瞼縫合術 (眼瞼板縫合術を含む。)	1,580点
K 2 0 8	麦粒腫切開術	410点
K 2 0 9	眼瞼膿瘍切開術	470点
K 2 0 9 - 2	外眥切開術	470点
K 2 1 0	削除	
K 2 1 1	睫毛電気分解術 (毛根破壊)	560点
K 2 1 2	兔眼矯正術	6,700点
K 2 1 3	マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術	360点
K 2 1 4	霰粒腫摘出術	580点
K 2 1 5	眼瞼板切除術 (巨大霰粒腫摘出)	1,440点
K 2 1 5 - 2	眼瞼結膜腫瘍手術	5,140点
K 2 1 6	眼瞼結膜悪性腫瘍手術	11,900点
K 2 1 7	眼瞼内反症手術	
	1 縫合法	1,660点
	2 皮膚切開法	2,160点
K 2 1 8	眼瞼外反症手術	3,670点
K 2 1 9	眼瞼下垂症手術	
	1 眼瞼挙筋前転法	7,200点
	2 筋膜移植法	18,530点
	3 その他のもの	6,070点
	(結膜)	
K 2 2 0	結膜縫合術	1,260点
K 2 2 1	結膜結石除去術	
	1 少数のもの (1眼瞼ごと)	260点
	2 多数のもの	390点
K 2 2 2	結膜下異物除去術	390点
K 2 2 3	結膜嚢形成手術	
	1 部分形成	2,250点
	2 皮膚及び結膜の形成	13,610点
	3 全部形成 (皮膚又は粘膜の移植を含む。)	16,730点
K 2 2 3 - 2	内眥形成術	16,730点
K 2 2 4	翼状片手術 (弁の移植を要するもの)	3,650点
K 2 2 5	結膜腫瘍冷凍凝固術	800点
K 2 2 5 - 2	結膜腫瘍摘出術	6,290点
K 2 2 5 - 3	結膜肉芽腫摘除術	800点
	(眼窩、涙腺)	
K 2 2 6	眼窩膿瘍切開術	1,390点
K 2 2 7	眼窩骨折観血の手術 (眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)	14,940点
K 2 2 8	眼窩骨折整復術	29,170点
K 2 2 9	眼窩内異物除去術 (表在性)	8,240点
K 2 3 0	眼窩内異物除去術 (深在性)	

1	視神経周囲、眼窩尖端 ^{かせん}	27,460点
2	その他	13,310点
K 2 3 1	及びK 2 3 2 削除	
K 2 3 3	眼窩内容除去術	16,980点
K 2 3 4	眼窩内腫瘍摘出術（表在性）	6,770点
K 2 3 5	眼窩内腫瘍摘出術（深在性）	45,230点
K 2 3 6	眼窩悪性腫瘍手術	51,940点
K 2 3 7	眼窩縁形成手術（骨移植によるもの） （眼球、眼筋）	17,700点
K 2 3 8	削除	
K 2 3 9	眼球内容除去術	5,110点
K 2 4 0	削除	
K 2 4 1	眼球摘出術	3,670点
K 2 4 2	斜視手術	
1	前転法	4,280点
2	後転法	4,200点
3	前転法及び後転法の併施	10,970点
4	斜筋手術	9,970点
5	直筋の前後転法及び斜筋手術の併施	12,300点
K 2 4 3	義眼台包埋術	6,680点
K 2 4 4	眼筋移動術	19,330点
K 2 4 5	眼球摘出及び組織又は義眼台充填術 （角膜、強膜）	7,330点
K 2 4 6	角膜・強膜縫合術	2,980点
K 2 4 7	削除	
K 2 4 8	角膜新生血管手術（冷凍凝固術を含む。）	980点
K 2 4 8-2	顕微鏡下角膜抜糸術	950点
K 2 4 9	角膜潰瘍搔爬術、角膜潰瘍焼灼術 ^{しやく}	990点
K 2 5 0	角膜切開術	990点
K 2 5 1	削除	
K 2 5 2	角膜・強膜異物除去術	640点
K 2 5 3	削除	
K 2 5 4	治療的角膜切除術	
1	エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。）	10,000点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
2	その他のもの	2,650点
K 2 5 5	強角膜瘻孔閉鎖術 ^{ろう}	10,010点
K 2 5 6	角膜潰瘍結膜被覆術	2,650点
K 2 5 7	角膜表層除去併用結膜被覆術	6,920点
K 2 5 8	削除	
K 2 5 9	角膜移植術	54,800点
	注 レーザーによる場合は、レーザー使用加算として、所定点数に5,500点を加算する。	
K 2 6 0	強膜移植術	18,810点
K 2 6 0-2	羊膜移植術	8,780点
K 2 6 1	角膜形成手術	3,060点
K 2 6 2	削除 （ぶどう膜）	

K 2 6 3 及び K 2 6 4	削除	
K 2 6 5	虹彩腫瘍切除術	16,790点
K 2 6 6	毛様体腫瘍切除術、脈絡膜腫瘍切除術	30,800点
K 2 6 7	削除	
K 2 6 8	緑内障手術	
	1 虹彩切除術	4,740点
	2 流出路再建術	19,020点
	3 濾過手術	23,600点
	4 緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのないもの）	34,480点
	5 緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの）	45,480点
K 2 6 9	虹彩整復・瞳孔形成術	4,730点
K 2 7 0	虹彩光凝固術	6,620点
K 2 7 1	毛様体光凝固術	4,670点
K 2 7 2	毛様体冷凍凝固術	2,160点
K 2 7 3	隅角光凝固術	8,970点
	（眼房、網膜）	
K 2 7 4	前房、虹彩内異物除去術	8,800点
K 2 7 5	網膜復位術	34,940点
K 2 7 6	網膜光凝固術	
	1 通常のもの（一連につき）	10,020点
	2 その他特殊なもの（一連につき）	15,960点
K 2 7 7	網膜冷凍凝固術	15,750点
K 2 7 7 - 2	黄斑下手術	47,150点
	（水晶体、硝子体）	
K 2 7 8	硝子体注入・吸引術	1,900点
K 2 7 9	硝子体切除術	15,560点
K 2 8 0	硝子体茎頭微鏡下離断術	
	1 網膜付着組織を含むもの	38,950点
	2 その他のもの	29,720点
K 2 8 0 - 2	網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）	47,780点
K 2 8 1	増殖性硝子体網膜症手術	54,860点
K 2 8 1 - 2	網膜再建術	69,880点
K 2 8 2	水晶体再建術	
	1 眼内レンズを挿入する場合	
	イ 縫着レンズを挿入するもの	17,440点
	ロ その他のもの	12,100点
	2 眼内レンズを挿入しない場合	7,430点
	3 計画的後囊切開を伴う場合	18,150点
	注 水晶体囊拡張リングを使用した場合は、所定点数に1,600点を加算する。	
K 2 8 2 - 2	後発白内障手術	1,380点
K 2 8 3	削除	
K 2 8 4	硝子体置換術	6,890点
	第5款 耳鼻咽喉	
区分		
	（外耳）	
K 2 8 5	耳介血腫開窓術	380点
K 2 8 6	外耳道異物除去術	
	1 単純なもの	220点
	2 複雑なもの	710点

K 2 8 7	先天性 ^{ろう} 耳瘻管摘出術	3,900点
K 2 8 8	副耳(介)切除術	2,240点
K 2 8 9	耳茸 ^{じょう} 摘出術	830点
K 2 9 0	外耳道骨增生(外骨腫)切除術	8,440点
K 2 9 0-2	外耳道骨腫切除術	7,670点
K 2 9 1	耳介腫瘍摘出術	4,730点
K 2 9 2	外耳道腫瘍摘出術(外耳道真珠腫手術を含む。)	6,330点
K 2 9 3	耳介悪性腫瘍手術	19,180点
K 2 9 4	外耳道悪性腫瘍手術(悪性外耳道炎手術を含む。)	35,590点
K 2 9 5	耳後瘻孔閉鎖術	3,340点
K 2 9 6	耳介形成手術	
	1 耳介軟骨形成を要するもの	16,760点
	2 耳介軟骨形成を要しないもの	8,910点
K 2 9 7	外耳道形成手術	17,110点
K 2 9 8	外耳道造設術・閉鎖症手術	35,290点
K 2 9 9	小耳症手術	
	1 軟骨移植による耳介形成手術	56,140点
	2 耳介挙上	12,290点
	(中耳)	
K 3 0 0	鼓膜切開術	690点
K 3 0 1	鼓室開放術	6,070点
K 3 0 2	上鼓室開放術	10,950点
K 3 0 3	上鼓室乳突洞開放術	20,600点
K 3 0 4	乳突洞開放術(アントロトミー)	11,240点
K 3 0 5	乳突削開術	20,410点
K 3 0 6	錐体部手術	38,090点
K 3 0 7	削除	
K 3 0 8	耳管内チューブ挿入術	1,420点
K 3 0 8-2	耳管狭窄 ^{さく} ビニール管挿入術	1,420点
K 3 0 9	鼓膜(排液、換気)チューブ挿入術	2,670点
K 3 1 0	乳突充填術	6,230点
K 3 1 1	鼓膜穿孔 ^{せん} 閉鎖術(一連につき)	1,580点
K 3 1 2	鼓膜鼓室肉芽切除術	3,020点
K 3 1 3	中耳、側頭骨腫瘍摘出術	37,370点
K 3 1 4	中耳悪性腫瘍手術	
	1 切除	41,520点
	2 側頭骨摘出術	68,640点
K 3 1 5	鼓室神経叢 ^{そう} 切除、鼓索神経切断術	9,900点
K 3 1 6	S状洞血栓(静脈炎)手術	24,730点
K 3 1 7	中耳根治手術	35,370点
K 3 1 8	鼓膜形成手術	18,100点
K 3 1 9	鼓室形成手術	42,770点
K 3 2 0	アブミ骨摘出術・可動化手術	32,140点
	(内耳)	
K 3 2 1	内耳開窓術	31,970点
K 3 2 2	経迷路的内耳道開放術	64,930点
K 3 2 3	内リンパ囊 ^{のう} 開放術	28,210点
K 3 2 4	削除	
K 3 2 5	迷路摘出術	

1	部分摘出（膜迷路摘出術を含む。）	26,960点
2	全摘出	38,890点
K 3 2 6	削除	
K 3 2 7	内耳窓閉鎖術	23,250点
K 3 2 8	人工内耳植込術	40,810点
K 3 2 8 - 2	植込型骨導補聴器移植術	8,850点
K 3 2 8 - 3	植込型骨導補聴器交換術	1,840点
	（鼻）	
K 3 2 9	鼻中隔膿瘍切開術	620点
K 3 3 0	鼻中隔血腫切開術	820点
K 3 3 1	鼻腔粘膜焼灼術	900点
K 3 3 1 - 2	下甲介粘膜焼灼術	900点
K 3 3 1 - 3	下甲介粘膜レーザー焼灼術（両側）	2,910点
K 3 3 2	削除	
K 3 3 3	鼻骨骨折整復固定術	2,130点
K 3 3 3 - 2	鼻骨脱臼整復術	1,640点
K 3 3 3 - 3	鼻骨骨折徒手整復術	1,640点
K 3 3 4	鼻骨骨折観血の手術	5,720点
K 3 3 4 - 2	鼻骨変形治癒骨折矯正術	21,010点
K 3 3 5	鼻中隔骨折観血の手術	2,740点
K 3 3 5 - 2	上顎洞鼻内手術（スツルマン氏、吉田氏変法を含む。）	2,740点
K 3 3 5 - 3	上顎洞鼻外手術	2,740点
K 3 3 6	鼻内異物摘出術	690点
K 3 3 7	鼻前庭膿胞摘出術	4,150点
K 3 3 8	鼻甲介切除術	
1	高周波電気凝固法によるもの	900点
2	その他のもの	2,310点
K 3 3 8 - 2	削除	
K 3 3 9	粘膜下鼻甲介骨切除術	2,960点
K 3 4 0	鼻茸摘出術	1,090点
K 3 4 0 - 2	削除	
K 3 4 0 - 3	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅰ型（副鼻腔自然口開窓術）	3,600点
K 3 4 0 - 4	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅱ型（副鼻腔単洞手術）	10,000点
	注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を加算する。	
K 3 4 0 - 5	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅲ型（選択的（複数洞）副鼻腔手術）	24,500点
K 3 4 0 - 6	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅳ型（汎副鼻腔手術）	31,990点
K 3 4 0 - 7	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅴ型（拡大副鼻腔手術）	44,000点
K 3 4 1	上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術	1,510点
K 3 4 2	鼻副鼻腔腫瘍摘出術	14,110点
K 3 4 3	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術	
1	切除	20,870点
2	全摘	49,690点
K 3 4 4	経鼻腔的翼突管神経切除術	26,530点
K 3 4 5	萎縮性鼻炎手術（両側）	20,080点
K 3 4 6	後鼻孔閉鎖症手術	
1	単純なもの（膜性閉鎖）	3,640点
2	複雑なもの（骨性閉鎖）	27,040点
K 3 4 7	鼻中隔矯正術	6,860点
K 3 4 7 - 2	変形外鼻手術	16,390点

K 3 4 7 - 3	内視鏡下鼻中隔手術Ⅰ型（骨、軟骨手術）	5,520点
K 3 4 7 - 4	内視鏡下鼻中隔手術Ⅱ型（粘膜手術）	2,030点
K 3 4 7 - 5	内視鏡下鼻腔手術Ⅰ型（下鼻甲介手術）	5,520点
K 3 4 7 - 6	内視鏡下鼻腔手術Ⅱ型（鼻腔内手術）	3,170点
K 3 4 7 - 7	内視鏡下鼻腔手術Ⅲ型（鼻孔閉鎖症手術） （副鼻腔）	19,940点
K 3 4 8 及び K 3 4 9	削除	
K 3 5 0	前頭洞充填術	11,000点
K 3 5 1	削除	
K 3 5 2	上顎洞根治手術	6,660点
K 3 5 2 - 2	鼻内上顎洞根治手術	3,330点
K 3 5 2 - 3	副鼻腔炎術後出血止血法	6,660点
K 3 5 3	鼻内篩骨洞根治手術	4,170点
K 3 5 4 から K 3 5 6 まで	削除	
K 3 5 6 - 2	鼻外前頭洞手術	16,290点
K 3 5 7	鼻内蝶形洞根治手術	3,190点
K 3 5 8	上顎洞篩骨洞根治手術	9,430点
K 3 5 9	前頭洞篩骨洞根治手術	9,410点
K 3 6 0	篩骨洞蝶形洞根治手術	9,410点
K 3 6 1	上顎洞篩骨洞蝶形洞根治手術	10,530点
K 3 6 2	上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術	11,760点
K 3 6 2 - 2	経上顎洞的顎動脈結紮術	28,630点
K 3 6 3	前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	13,440点
K 3 6 4	汎副鼻腔根治手術	16,680点
K 3 6 5	経上顎洞的翼突管神経切除術	28,210点
K 3 6 6	削除 （咽頭、扁桃）	
K 3 6 7	咽後膿瘍切開術	1,900点
K 3 6 8	扁桃周囲膿瘍切開術	1,830点
K 3 6 9	咽頭異物摘出術	
	1 簡単なもの	420点
	2 複雑なもの	2,100点
K 3 7 0	アデノイド切除術	1,600点
K 3 7 1	上咽頭腫瘍摘出術	
	1 経口腔によるもの	4,460点
	2 経鼻腔によるもの	5,060点
	3 経副鼻腔によるもの	8,270点
	4 外切開によるもの	16,590点
K 3 7 1 - 2	上咽頭ポリープ摘出術	
	1 経口腔によるもの	4,460点
	2 経鼻腔によるもの	5,060点
	3 経副鼻腔によるもの	8,270点
	4 外切開によるもの	15,080点
K 3 7 2	中咽頭腫瘍摘出術	
	1 経口腔によるもの	2,710点
	2 外切開によるもの	15,870点
K 3 7 3	下咽頭腫瘍摘出術	
	1 経口腔によるもの	7,290点
	2 外切開によるもの	16,300点

K 3 7 4	咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）	35,340点
K 3 7 5	鼻咽腔線維腫手術	
	1 切除	8,030点
	2 摘出	36,140点
K 3 7 5 - 2	鼻咽腔閉鎖術	23,790点
K 3 7 6	上咽頭悪性腫瘍手術	35,830点
K 3 7 7	口蓋扁桃手術	
	1 切除	1,430点
	2 摘出	3,600点
K 3 7 8	舌扁桃切除術	1,230点
K 3 7 9	副咽頭間隙腫瘍摘出術	
	1 経頸部によるもの	28,600点
	2 経側頭下窩によるもの（下顎離断によるものを含む。）	55,200点
K 3 7 9 - 2	副咽頭間隙悪性腫瘍摘出術	
	1 経頸部によるもの	47,580点
	2 経側頭下窩によるもの（下顎離断によるものを含む。）	91,500点
K 3 8 0	過長茎状突起切除術	5,880点
K 3 8 1	上咽頭形成手術	10,110点
K 3 8 2	咽頭瘻閉鎖術	12,770点
K 3 8 2 - 2	咽頭皮瘻孔閉鎖術 （喉頭、気管）	12,770点
K 3 8 3	喉頭切開・截開術	13,420点
K 3 8 4	喉頭膿瘍切開術	2,140点
K 3 8 4 - 2	深頸部膿瘍切開術	4,000点
K 3 8 5	喉頭浮腫乱切術	2,040点
K 3 8 6	気管切開術	2,570点
K 3 8 7	喉頭粘膜焼灼術（直達鏡によるもの）	2,860点
K 3 8 8	喉頭粘膜下異物挿入術	3,630点
K 3 8 8 - 2	喉頭粘膜下軟骨片挿入術	11,410点
K 3 8 9	喉頭・声帯ポリープ切除術	
	1 間接喉頭鏡によるもの	2,990点
	2 直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの	4,300点
K 3 9 0	喉頭異物摘出術	
	1 直達鏡によらないもの	2,920点
	2 直達鏡によるもの	5,250点
K 3 9 1	気管異物除去術	
	1 直達鏡によるもの	5,320点
	2 開胸手術によるもの	43,340点
K 3 9 2	喉頭蓋切除術	3,190点
K 3 9 2 - 2	喉頭蓋嚢腫摘出術	3,190点
K 3 9 3	喉頭腫瘍摘出術	
	1 間接喉頭鏡によるもの	3,420点
	2 直達鏡によるもの	4,310点
K 3 9 4	喉頭悪性腫瘍手術	
	1 切除	38,800点
	2 全摘	63,710点
K 3 9 5	喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術（頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む。）	113,880点
K 3 9 6	気管切開孔閉鎖術	1,040点
K 3 9 6 - 2	気管縫合術	1,040点

K 3 9 7	喉頭横隔膜切除術（ステント挿入固定術を含む。）	13,390点
K 3 9 8	喉頭狭窄症手術	
	1 前方開大術	23,420点
	2 前壁形成手術	22,500点
	3 Tチューブ挿入術	11,700点
K 3 9 9	気管狭窄症手術	37,510点
K 4 0 0	喉頭形成手術	
	1 人工形成材料挿置術、軟骨片挿置術	18,750点
	2 筋弁転位術、軟骨転位術、軟骨除去術	28,510点
K 4 0 1	気管口狭窄拡大術	2,690点
K 4 0 2	縦隔気管口形成手術	76,040点
K 4 0 3	気管形成手術（管状気管、気管移植等）	
	1 頸部からのもの	49,940点
	2 開胸又は胸骨正中切開によるもの	76,040点
K 4 0 3 - 2	嚥下機能手術	
	1 輪状咽頭筋切断術	18,810点
	2 喉頭挙上術	18,370点
	3 喉頭気管分離術	28,210点
	4 喉頭全摘術	28,210点
	第6款 顔面・口腔・頸部	
区分		
	（歯、歯肉、歯槽部、口蓋）	
K 4 0 4	抜歯手術（1歯につき）	
	1 乳歯	130点
	2 前歯	150点
	3 臼歯	260点
	4 埋伏歯	1,050点
	注1 2又は3については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難抜歯加算として、210点を所定点数に加算する。	
	2 4については、完全埋伏歯（骨性）又は水平埋伏智歯に限り算定する。	
	3 4については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、100点を所定点数に加算する。	
	4 抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用は、所定点数に含まれる。	
K 4 0 5	削除	
K 4 0 6	口蓋腫瘍摘出術	
	1 口蓋粘膜に局限するもの	520点
	2 口蓋骨に及ぶもの	8,050点
K 4 0 7	顎・口蓋裂形成手術	
	1 軟口蓋のみのもの	14,520点
	2 硬口蓋に及ぶもの	24,170点
	3 顎裂を伴うもの	
	イ 片側	25,170点
	ロ 両側	31,940点
K 4 0 7 - 2	軟口蓋形成手術	9,700点
	（口腔前庭、口腔底、頬粘膜、舌）	
K 4 0 8	口腔底膿瘍切開術	700点
K 4 0 9	口腔底腫瘍摘出術	6,800点
K 4 1 0	口腔底悪性腫瘍手術	28,140点
K 4 1 1	頬粘膜腫瘍摘出術	4,460点

K 4 1 2	頬 ^{きょう} 粘膜悪性腫瘍手術	26,310点
K 4 1 3	舌腫瘍摘出術	
	1 粘液嚢胞 ^{のう} 摘出術	1,220点
	2 その他のもの	2,940点
K 4 1 4	舌根甲状腺腫瘍 ^{のう} 摘出術	9,800点
K 4 1 4 - 2	甲状舌管嚢胞 ^{のう} 摘出術	8,520点
K 4 1 5	舌悪性腫瘍手術	
	1 切除	22,010点
	2 亜全摘	75,070点
K 4 1 6 及び K 4 1 7	削除	
K 4 1 8	舌形成手術（巨舌症手術）	7,590点
K 4 1 8 - 2	舌繫 ^{けい} 痕 ^{はん} 性短縮矯正術	2,650点
K 4 1 9	頬 ^{きょう} 、口唇、舌小帯形成手術	560点
K 4 2 0	削除	
	（顔面）	
K 4 2 1	口唇腫瘍摘出術	
	1 粘液嚢胞 ^{のう} 摘出術	910点
	2 その他のもの	3,050点
K 4 2 2	口唇悪性腫瘍手術	33,010点
K 4 2 3	頬 ^{きょう} 腫瘍摘出術	
	1 粘液嚢胞 ^{のう} 摘出術	910点
	2 その他のもの	4,380点
K 4 2 4	頬 ^{きょう} 悪性腫瘍手術	20,940点
K 4 2 5	口腔 ^{くわう} 、顎、顔面悪性腫瘍切除術	108,700点
K 4 2 6	口唇裂形成手術（片側）	
	1 口唇 ^{くわう} のみの場合	13,180点
	2 口唇裂鼻形成を伴う場合	18,810点
	3 鼻腔 ^{くわう} 底形成を伴う場合	24,350点
K 4 2 6 - 2	口唇裂形成手術（両側）	
	1 口唇 ^{くわう} のみの場合	18,810点
	2 口唇裂鼻形成を伴う場合	23,790点
	3 鼻腔 ^{くわう} 底形成を伴う場合	36,620点
	（顔面骨、顎関節）	
K 4 2 7	頬 ^{きょう} 骨骨折 ^{きょう} 観血的整復術	15,090点
K 4 2 7 - 2	頬 ^{きょう} 骨変形 ^{きょう} 治癒骨折矯正術	38,610点
K 4 2 8	下顎骨折非観血的整復術	1,240点
	注 三内式線副子以上を使用する連続 ^{きつ} 歯結紮法を行った場合は、650点を加算する。	
K 4 2 9	下顎骨折 ^{きょう} 観血的手術	
	1 片側	13,000点
	2 両側	27,320点
K 4 2 9 - 2	下顎関節突起骨折 ^{きょう} 観血的手術	
	1 片側	28,210点
	2 両側	47,020点
K 4 3 0	顎関節脱臼非観血的整復術	410点
K 4 3 1	顎関節脱臼 ^{きょう} 観血的手術	26,210点
K 4 3 2	上顎骨折非観血的整復術	1,570点
K 4 3 3	上顎骨折 ^{きょう} 観血的手術	15,220点
K 4 3 4	顔面多発骨折 ^{きょう} 観血的手術	39,700点
K 4 3 4 - 2	顔面多発骨折 ^{きょう} 変形治癒矯正術	47,630点

K 4 3 5	術後性上顎 ^{のう} 嚢胞摘出術	6,660点
K 4 3 6	顎骨腫瘍摘出術	
	1 長径3センチメートル未満	2,820点
	2 長径3センチメートル以上	11,160点
K 4 3 7	下顎骨部分切除術	14,940点
K 4 3 8	下顎骨離断術	27,140点
K 4 3 9	下顎骨悪性腫瘍手術	
	1 切除	40,360点
	2 切断	53,830点
K 4 4 0	上顎骨切除術	15,310点
K 4 4 1	上顎骨全摘術	38,750点
K 4 4 2	上顎骨悪性腫瘍手術	
	1 搔爬 ^{そうは}	7,640点
	2 切除	34,420点
	3 全摘	68,480点
K 4 4 3	上顎骨形成術	
	1 単純な場合	23,240点
	2 複雑な場合及び2次的再建の場合	45,510点
	3 骨移動を伴う場合	72,900点
	注1 1について、上顎骨を複数に分割した場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
	2 3については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K 4 4 4	下顎骨形成術	
	1 おとがい形成の場合	6,490点
	2 短縮又は伸長の場合	25,660点
	3 再建の場合	43,300点
	4 骨移動を伴う場合	54,210点
	注1 2については、両側を同時に行った場合は、3,000点を所定点数に加算する。	
	2 4については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K 4 4 4-2	下顎骨延長術	
	1 片側	25,660点
	2 両側	40,150点
K 4 4 5	顎関節形成術	40,870点
K 4 4 6	顎関節授動術	
	1 徒手的授動術	
	イ パンピングを併用した場合	990点
	ロ 関節腔洗浄療法 ^{くわう} を併用した場合	2,000点
	2 顎関節鏡下授動術	8,770点
	3 開放授動術	25,100点
K 4 4 7	顎関節円板整位術	
	1 顎関節鏡下円板整位術	20,690点
	2 開放円板整位術	27,300点
	(唾液腺)	
K 4 4 8	がま腫 ^{のう} 切開術	820点
K 4 4 9	唾液腺膿瘍切開術	900点
K 4 5 0	唾石摘出術(一連につき)	
	1 表在性のもの	640点
	2 深在性のもの	3,770点
	3 腺体内に存在するもの	6,550点
	注 2又は3の場合であって内視鏡を用いた場合は、1,000点を所定点数に加算する。	

K 4 5 1	がま腫摘出術	5,950点
K 4 5 2	舌下腺腫瘍摘出術	5,990点
K 4 5 3	顎下腺腫瘍摘出術	9,480点
K 4 5 4	顎下腺摘出術	9,670点
K 4 5 5	顎下腺悪性腫瘍手術	33,010点
K 4 5 6	削除	
K 4 5 7	耳下腺腫瘍摘出術	
	1 耳下腺浅葉摘出術	27,210点
	2 耳下腺深葉摘出術	34,210点
K 4 5 8	耳下腺悪性腫瘍手術	
	1 切除	33,010点
	2 全摘	44,020点
K 4 5 9	唾液腺管形成手術	11,360点
K 4 6 0	唾液腺管移動術	
	1 上顎洞内へのもの	11,360点
	2 結膜 ^{のう} 囊内へのもの	14,070点
	(甲状腺、副甲状腺(上皮小体))	
K 4 6 1	甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術	
	1 片葉のみの場合	8,480点
	2 両葉の場合	10,760点
K 4 6 1-2	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術	
	1 片葉のみの場合	17,410点
	2 両葉の場合	25,210点
K 4 6 2	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	22,880点
K 4 6 2-2	内視鏡下バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	25,210点
K 4 6 3	甲状腺悪性腫瘍手術	
	1 切除	24,180点
	2 全摘及び亜全摘	33,790点
K 4 6 4	副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術	
	1 副甲状腺(上皮小体)摘出術	15,680点
	2 副甲状腺(上皮小体)全摘術(一部筋肉移植)	33,790点
K 4 6 4-2	内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術	20,660点
K 4 6 5	副甲状腺(上皮小体)悪性腫瘍手術(広汎)	39,000点
	(その他の頸部)	
K 4 6 6	斜角筋切断術	3,760点
K 4 6 7	頸 ^{けい} 癭、頸囊摘出術	11,430点
K 4 6 8	頸 ^{けい} 肋切除術	12,700点
K 4 6 9	頸部 ^{けい} 郭清術	
	1 片側	23,060点
	2 両側	34,680点
K 4 7 0	頸部 ^{けい} 悪性腫瘍手術	41,920点
K 4 7 1	筋性斜頸 ^{けい} 手術	3,720点
	第7款 胸部	
区分		
	(乳腺)	
K 4 7 2	乳腺 ^{のう} 膿瘍切開術	820点
K 4 7 3	削除	
K 4 7 4	乳腺腫瘍摘出術	
	1 長径5センチメートル未満	2,660点

2	長径5センチメートル以上	6,730点
K 4 7 4 - 2	乳管腺葉区域切除術	12,820点
K 4 7 4 - 3	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）	6,240点
K 4 7 5	乳房切除術	6,040点
K 4 7 5 - 2	乳癌冷凍凝固摘出術	6,040点
K 4 7 6	乳腺悪性腫瘍手術	
1	単純乳房切除術（乳腺全摘術）	14,820点
2	乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）	28,210点
3	乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）	22,520点
4	乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。））	42,350点
5	乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの	42,350点
6	乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの	42,350点
7	拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）	52,820点
8	乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）	27,810点
9	乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの）	48,340点
注1	放射線同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検を併せて行った場合には、乳がんセンチネルリンパ節加算1として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。	
2	放射線同位元素又は色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、乳がんセンチネルリンパ節加算2として、3,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。	
K 4 7 6 - 2	陥没乳頭形成術、再建乳房乳頭形成術	7,350点
K 4 7 6 - 3	動脈（皮）弁及び筋（皮）弁を用いた乳房再建術（乳房切除後）	
1	一次的に行うもの	49,120点
2	二次的に行うもの	53,560点
K 4 7 6 - 4	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）	25,000点
	（胸壁）	
K 4 7 7	胸壁膿瘍切開術	700点
K 4 7 8	肋骨・胸骨カリエス又は肋骨骨髓炎手術	7,460点
K 4 7 9	削除	
K 4 8 0	胸壁冷膿瘍手術	7,670点
K 4 8 0 - 2	流注膿瘍切開搔爬術	7,670点
K 4 8 1	肋骨骨折観血的手術	8,610点
K 4 8 2	肋骨切除術	
1	第1肋骨	16,900点
2	その他の肋骨	4,300点
K 4 8 3	胸骨切除術、胸骨骨折観血手術	12,120点
K 4 8 4	胸壁悪性腫瘍摘出術	
1	胸壁形成手術を併施するもの	56,000点
2	その他のもの	28,210点
K 4 8 4 - 2	胸骨悪性腫瘍摘出術	
1	胸壁形成手術を併施するもの	43,750点
2	その他のもの	28,210点
K 4 8 5	胸壁腫瘍摘出術	12,960点
K 4 8 6	胸壁瘻手術	23,520点
K 4 8 7	漏斗胸手術	
1	胸骨挙上法によるもの	28,210点

2	胸骨翻転法によるもの	37,370点
3	胸腔鏡によるもの (胸腔、胸膜)	39,260点
K488	試験開胸術	10,800点
K488-2	試験的開胸開腹術	17,380点
K488-3	胸腔鏡下試験開胸術	13,500点
K488-4	胸腔鏡下試験切除術	15,800点
K489からK492まで	削除	
K493	骨膜外、胸膜外充填術	23,520点
K494	胸腔内(胸膜内)血腫除去術	15,350点
K495	削除	
K496	膿胸膜、胸膜肺底切除術	
1	1肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340点
2	1肺葉に相当する範囲を超えるもの	33,150点
K496-2	胸腔鏡下膿胸膜又は胸膜肺底切除術	51,850点
K496-3	胸膜外肺剥皮術	
1	1肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340点
2	1肺葉に相当する範囲を超えるもの	33,150点
K496-4	胸腔鏡下膿胸腔搔爬術	32,690点
K497	膿胸腔有茎筋肉弁充填術	38,610点
K497-2	膿胸腔有茎大網充填術	57,100点
K498	胸郭形成手術(膿胸手術の場合)	
1	肋骨切除を主とするもの	42,020点
2	胸膜肺底切除を併施するもの	49,200点
K499	胸郭形成手術(肺切除後遺残腔を含む。)	15,830点
K500	削除	
K501	乳糜胸手術	14,410点
K501-2	胸腔・腹腔シャントバルブ設置術	12,530点
K501-3	胸腔鏡下胸管結紮術(乳糜胸手術) (縦隔)	15,230点
K502	縦隔腫瘍、胸腺摘出術	37,000点
K502-2	縦隔切開術	
1	頸部からのもの、経食道によるもの	6,390点
2	経胸腔によるもの、経腹によるもの	20,050点
K502-3	胸腔鏡下縦隔切開術	31,300点
K502-4	拡大胸腺摘出術	32,270点
	注 重症筋無力症に対して実施された場合に限り算定する。	
K502-5	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術	58,950点
	注 重症筋無力症に対して実施された場合に限り算定する。	
K503	縦隔郭清術	37,010点
K504	縦隔悪性腫瘍手術	
1	単純摘出	37,000点
2	広汎摘出	56,020点
K504-2	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術 (気管支、肺)	58,950点
K505及びK506	削除	
K507	肺膿瘍切開排膿術	31,030点
K508	気管支狭窄拡張術(気管支鏡によるもの)	10,150点
K508-2	気管・気管支ステント留置術	

1	硬性鏡によるもの	9,360点
2	軟性鏡によるもの	8,960点
K508-3	気管支熱形成術	10,150点
K509	気管支異物除去術	
1	直達鏡によるもの	9,260点
2	開胸手術によるもの	45,650点
K509-2	気管支肺胞洗浄術	4,800点
	注 成人の肺胞蛋白症に対して治療の目的で行われた場合に限り算定する。	
K509-3	気管支内視鏡的放射線治療用マーカー留置術	10,000点
K509-4	気管支瘻孔閉鎖術	4,560点
K510	気管支腫瘍摘出術（気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの）	6,700点
K510-2	光線力学療法	
1	早期肺がん（0期又は1期に限る。）に対するもの	8,710点
2	その他のもの	8,710点
K510-3	気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術	10,020点
K511	肺切除術	
1	楔状部分切除	27,520点
2	区域切除（1肺葉に満たないもの）	58,430点
3	肺葉切除	58,350点
4	複合切除（1肺葉を超えるもの）	64,850点
5	1側肺全摘	59,830点
6	気管支形成を伴う肺切除	76,230点
K512	削除	
K513	胸腔鏡下肺切除術	
1	肺嚢胞手術（楔状部分切除によるもの）	39,830点
2	その他のもの	58,950点
K513-2	胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術	58,950点
K513-3	胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術	58,950点
K513-4	胸腔鏡下肺縫縮術	53,130点
K514	肺悪性腫瘍手術	
1	部分切除	60,350点
2	区域切除	69,250点
3	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	72,640点
4	肺全摘	72,640点
5	隣接臓器合併切除を伴う肺切除	78,400点
6	気管支形成を伴う肺切除	80,460点
7	気管分岐部切除を伴う肺切除	124,860点
8	気管分岐部再建を伴う肺切除	127,130点
9	胸膜肺全摘	92,000点
10	壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）	105,000点
	注 9及び10については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して実施した場合に限り算定する。	
K514-2	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術	
1	部分切除	60,170点
2	区域切除	72,640点
3	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	92,000点
K514-3	移植用肺採取術（死体）（両側）	63,200点
	注 肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K514-4	同種死体肺移植術	139,230点

	注1 肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	2 両側肺を移植した場合には、45,000点を加算する。	
K514-5	移植用部分肺採取術（生体）	52,680点
	注 肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K514-6	生体部分肺移植術	130,260点
	注1 生体部分肺を移植した場合は、生体部分肺の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
	2 肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K515	肺剥皮術	32,600点
K516	気管支瘻閉鎖術	59,170点
K517	肺縫縮術	28,220点
K518	気管支形成手術	
	1 楔状切除術	64,030点
	2 輪状切除術	66,010点
K519	先天性気管狭窄症手術 （食道）	146,950点
K520	食道縫合術（穿孔、損傷）	
	1 頸部手術	17,070点
	2 開胸手術	28,210点
	3 開腹手術	17,750点
K521	食道周囲膿瘍切開誘導術	
	1 開胸手術	28,210点
	2 胸骨切開によるもの	19,440点
	3 その他のもの（頸部手術を含む。）	6,600点
K522	食道狭窄拡張術	
	1 内視鏡によるもの	9,450点
	2 食道ブジー法	2,950点
	3 拡張用バルーンによるもの	12,480点
	注 短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、第1回目の実施日に1回に限り算定する。	
K522-2	食道ステント留置術	6,300点
K522-3	食道空置バイパス作成術	65,900点
K523	食道異物摘出術	
	1 頸部手術によるもの	27,890点
	2 開胸手術によるもの	28,210点
	3 開腹手術によるもの	27,720点
K524	食道憩室切除術	
	1 頸部手術によるもの	24,730点
	2 開胸によるもの	34,570点
K524-2	胸腔鏡下食道憩室切除術	39,930点
K525	食道切除再建術	
	1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	77,040点
	2 胸部、腹部の操作によるもの	69,690点
	3 腹部の操作によるもの	51,420点
K525-2	胸壁外皮膚管形成吻合術	
	1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	77,040点
	2 胸部、腹部の操作によるもの	69,690点
	3 腹部の操作によるもの	51,420点
	4 バイパスのみ作成する場合	45,230点

K 5 2 5 - 3	非開胸食道抜去術（消化管再建手術を併施するもの）	69,690点
K 5 2 6	食道腫瘍摘出術	
	1 内視鏡によるもの	8,480点
	2 開胸又は開腹手術によるもの	37,550点
	3 腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの	50,250点
K 5 2 6 - 2	内視鏡的食道粘膜切除術	
	1 早期悪性腫瘍粘膜切除術	8,840点
	2 早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	22,100点
K 5 2 6 - 3	内視鏡的表在性食道悪性腫瘍光線力学療法	11,490点
K 5 2 6 - 4	内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法	6,300点
K 5 2 7	食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）	
	1 頸部食道の場合	47,530点
	2 胸部食道の場合	56,950点
K 5 2 8	先天性食道閉鎖症根治手術	64,820点
K 5 2 8 - 2	先天性食道狭窄症根治手術	51,220点
K 5 2 8 - 3	胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術	76,320点
K 5 2 9	食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）	
	1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	122,540点
	2 胸部、腹部の操作によるもの	101,490点
	3 腹部の操作によるもの	69,840点
	注1 有茎腸管移植を併せて行った場合は、7,500点を加算する。	
	2 血行再建を併せて行った場合には、3,000点を所定点数に加算する。	
K 5 2 9 - 2	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術	
	1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	125,240点
	2 胸部、腹部の操作によるもの	104,190点
	注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、7,500点を加算する。	
K 5 3 0	食道アカラシア形成手術	32,710点
K 5 3 0 - 2	腹腔鏡下食道アカラシア形成手術	44,500点
K 5 3 0 - 3	内視鏡下筋層切開術	9,450点
K 5 3 1	食道切除後2次的再建術	
	1 皮弁形成によるもの	43,920点
	2 消化管利用によるもの	64,300点
K 5 3 2	食道・胃静脈瘤手術	
	1 血行遮断術を主とするもの	37,620点
	2 食道離断術を主とするもの	37,620点
K 5 3 2 - 2	食道静脈瘤手術（開腹）	34,240点
K 5 3 2 - 3	腹腔鏡下食道静脈瘤手術（胃上部血行遮断術）	46,770点
K 5 3 3	食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡によるもの）（一連として）	8,990点
K 5 3 3 - 2	内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術 （横隔膜）	8,990点
K 5 3 4	横隔膜縫合術	
	1 経胸又は経腹	27,890点
	2 経胸及び経腹	37,620点
K 5 3 4 - 2	横隔膜レラクサチオ手術	
	1 経胸又は経腹	27,890点
	2 経胸及び経腹	37,620点
K 5 3 4 - 3	胸腔鏡下（腹腔鏡下を含む。）横隔膜縫合術	31,990点
K 5 3 5	胸腹裂孔ヘルニア手術	
	1 経胸又は経腹	29,560点

2	経胸及び経腹	39,040点
K 5 3 6	後胸骨ヘルニア手術	27,380点
K 5 3 7	食道裂孔ヘルニア手術	
1	経胸又は経腹	27,380点
2	経胸及び経腹	38,290点
K 5 3 7 - 2	腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術	42,180点
	第8款 心・脈管	
区分		
	(心、心膜、肺動静脈、冠血管等)	
K 5 3 8	心膜縫合術	9,180点
K 5 3 8 - 2	心筋縫合止血術 (外傷性)	11,800点
K 5 3 9	心膜切開術	9,420点
K 5 3 9 - 2	心膜嚢胞、心膜腫瘍切除術	15,240点
K 5 3 9 - 3	胸腔鏡下心膜開窓術	16,060点
K 5 4 0	収縮性心膜炎手術	51,650点
K 5 4 1	試験開心術	24,700点
K 5 4 2	心腔内異物除去術	39,270点
K 5 4 3	心房内血栓除去術	39,270点
K 5 4 4	心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術	
1	単独のもの	60,600点
2	冠動脈血行再建術 (1吻合) を伴うもの	77,770点
3	冠動脈血行再建術 (2吻合以上) を伴うもの	91,910点
K 5 4 5	開胸心臓マッサージ	9,400点
K 5 4 6	経皮的冠動脈形成術	
1	急性心筋梗塞に対するもの	32,000点
2	不安定狭心症に対するもの	22,000点
3	その他のもの	19,300点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 4 7	経皮的冠動脈粥腫切除術	23,950点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 4 8	経皮的冠動脈形成術 (特殊カテーテルによるもの)	
1	高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの	24,500点
2	エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの	24,500点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 4 9	経皮的冠動脈ステント留置術	
1	急性心筋梗塞に対するもの	34,380点
2	不安定狭心症に対するもの	24,380点
3	その他のもの	21,680点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 5 0	冠動脈内血栓溶解療法	17,410点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 5 0 - 2	経皮的冠動脈血栓吸引術	19,640点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 5 1	冠動脈形成術 (血栓内膜摘除)	
1	1箇所のもの	76,550点
2	2箇所以上のもの	79,860点
K 5 5 2	冠動脈、大動脈バイパス移植術	
1	1吻合のもの	71,570点
2	2吻合以上のもの	89,250点

	注 冠動脈形成術（血栓内膜摘除）を併せて行った場合は、10,000点を加算する。	
K 5 5 2 - 2	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）	
1	1 吻合のもの	71,570点
2	2 吻合以上のもの	91,350点
	注 冠動脈形成術（血栓内膜摘除）を併せて行った場合は、10,000点を加算する。	
K 5 5 3	心室瘤切除術（梗塞切除を含む。）	
1	単独のもの	63,390点
2	冠動脈血行再建術（1 吻合）を伴うもの	80,060点
3	冠動脈血行再建術（2 吻合以上）を伴うもの	100,200点
K 5 5 3 - 2	左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁破裂修復術	
1	単独のもの	114,300点
2	冠動脈血行再建術（1 吻合）を伴うもの	147,890点
3	冠動脈血行再建術（2 吻合以上）を伴うもの	167,180点
K 5 5 4	弁形成術	
1	1 弁のもの	79,860点
2	2 弁のもの	93,170点
3	3 弁のもの	106,480点
K 5 5 5	弁置換術	
1	1 弁のもの	85,500点
2	2 弁のもの	100,200点
3	3 弁のもの	114,510点
	注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 5 5 - 2	経カテーテル大動脈弁置換術	
1	経心尖大動脈弁置換術	61,530点
2	経皮的大動脈弁置換術	37,560点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 5 6	大動脈弁狭窄直視下切開術	42,940点
K 5 5 6 - 2	経皮的大動脈弁拡張術	37,430点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 5 7	大動脈弁上狭窄手術	71,570点
K 5 5 7 - 2	大動脈弁下狭窄切除術（線維性、筋肥厚性を含む。）	78,260点
K 5 5 7 - 3	弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術	157,840点
	注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に区分番号K 5 5 5 弁置換術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 5 7 - 4	ダムス・ケー・スタンセル（DKS）吻合を伴う大動脈狭窄症手術	115,750点
K 5 5 8	ロス手術（自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術）	192,920点
K 5 5 9	閉鎖式僧帽弁交連切開術	38,450点
K 5 5 9 - 2	経皮的僧帽弁拡張術	34,930点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 6 0	大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。）	
1	上行大動脈	
イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	114,510点
ロ	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	128,820点
ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	148,860点
ニ	その他のもの	100,200点
2	弓部大動脈	114,510点
3	上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術	

イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	187,370点
ロ	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	210,790点
ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	243,580点
ニ	その他のもの	171,760点
4	下行大動脈	89,250点
5	胸腹部大動脈	249,750点
6	腹部大動脈（分枝血管の再建を伴うもの）	59,080点
7	腹部大動脈（その他のもの）	52,000点
注	過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に区分番号K 5 5 5 弁置換術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 6 0 - 2	オープン型ステントグラフト内挿術	
1	弓部大動脈	114,510点
2	上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術	
イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	187,370点
ロ	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	210,790点
ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	243,580点
ニ	その他のもの	171,760点
3	下行大動脈	89,250点
K 5 6 1	ステントグラフト内挿術	
1	胸部大動脈	56,560点
2	腹部大動脈	49,440点
3	腸骨動脈	43,830点
K 5 6 2	動脈管開存症手術	
1	経皮的動脈管開存閉鎖術	18,990点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
2	動脈管開存閉鎖術（直視下）	22,000点
K 5 6 2 - 2	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術	27,400点
K 5 6 3	肺動脈絞扼術	39,410点
K 5 6 4	血管輪又は重複大動脈弓離断手術	43,150点
K 5 6 5	巨大側副血管手術（肺内肺動脈統合術）	90,870点
K 5 6 6	体動脈肺動脈短絡手術（ブラロック手術、ウォーターストン手術）	44,670点
K 5 6 7	大動脈縮窄（離断）症手術	
1	単独のもの	57,250点
2	心室中隔欠損症手術を伴うもの	100,200点
3	複雑心奇形手術を伴うもの	173,620点
K 5 6 7 - 2	経皮的動脈管形成術	37,430点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 5 6 8	大動脈肺動脈中隔欠損症手術	
1	単独のもの	80,840点
2	心内奇形手術を伴うもの	97,690点
K 5 6 9	三尖弁手術（エプスタイン氏奇形、ウール氏病手術）	103,640点
K 5 7 0	肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術	
1	肺動脈弁切開術（単独のもの）	35,750点
2	右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの	74,460点
K 5 7 0 - 2	経皮的肺動脈弁拡張術	34,410点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 0 - 3	経皮的肺動脈形成術	31,280点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	

K 5 7 1	肺静脈還流異常症手術	
	1 部分肺静脈還流異常	50,970点
	2 総肺静脈還流異常	
	イ 心臓型	109,310点
	ロ その他のもの	129,310点
K 5 7 2	肺静脈形成術	58,930点
K 5 7 3	心房中隔欠損作成術	
	1 経皮的心房中隔欠損作成術（ラッシュキンド法）	13,410点
	2 心房中隔欠損作成術	36,900点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 4	心房中隔欠損閉鎖術	
	1 単独のもの	39,130点
	2 肺動脈弁狭窄を合併するもの	45,130点
K 5 7 4-2	経皮的心房中隔欠損閉鎖術	31,850点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 5	三心房心手術	68,940点
K 5 7 6	心室中隔欠損閉鎖術	
	1 単独のもの	52,320点
	2 肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの	65,830点
	3 大動脈弁形成を伴うもの	66,060点
	4 右室流出路形成を伴うもの	71,570点
K 5 7 7	バルサルバ洞動脈瘤手術	
	1 単独のもの	71,570点
	2 大動脈閉鎖不全症手術を伴うもの	85,880点
K 5 7 8	右室二腔症手術	80,490点
K 5 7 9	不完全型房室中隔欠損症手術	
	1 心房中隔欠損パッチ閉鎖術（単独のもの）	60,330点
	2 心房中隔欠損パッチ閉鎖術及び弁形成術を伴うもの	66,060点
K 5 7 9-2	完全型房室中隔欠損症手術	
	1 心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術を伴うもの	107,350点
	2 ファロー四徴症手術を伴うもの	192,920点
K 5 8 0	ファロー四徴症手術	
	1 右室流出路形成術を伴うもの	71,000点
	2 末梢肺動脈形成術を伴うもの	94,060点
K 5 8 1	肺動脈閉鎖症手術	
	1 単独のもの	100,200点
	2 ラステリ手術を伴うもの	173,620点
	3 巨大側副血管術を伴うもの	231,500点
	注 2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 8 2	両大血管右室起始症手術	
	1 単独のもの	85,880点
	2 右室流出路形成を伴うもの	128,820点
	3 心室中隔欠損閉鎖術及び大血管血流転換を伴うもの（タウシヒ・ピング奇形手術）	192,920点
K 5 8 3	大血管転位症手術	
	1 心房内血流転換手術（マスタートド・セニング手術）	114,510点
	2 大血管血流転換術（ジャテーン手術）	144,690点

3	心室中隔欠損閉鎖術を伴うもの	173,620点
4	ラステリ手術を伴うもの	154,330点
注	4については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 8 4	修正大血管転位症手術	
1	心室中隔欠損パッチ閉鎖術	85,790点
2	根治手術（ダブルスイッチ手術）	201,630点
注	2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 8 5	総動脈幹症手術	143,860点
K 5 8 6	単心室症又は三尖弁閉鎖症手術	
1	両方向性グレン手術	71,570点
2	フォンタン手術	85,880点
3	心室中隔造成術	181,350点
注	2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 8 7	左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）	179,310点
K 5 8 8	冠動静脈瘻開胸的遮断術	53,240点
K 5 8 9	冠動脈起始異常症手術	85,880点
K 5 9 0	心室憩室切除術	76,710点
K 5 9 1	心臓脱手術	113,400点
K 5 9 2	肺動脈塞栓除去術	48,880点
K 5 9 2 - 2	肺動脈血栓内膜摘除術	135,040点
K 5 9 3	肺静脈血栓除去術	39,270点
K 5 9 4	不整脈手術	
1	副伝導路切断術	89,250点
2	心室頻拍症手術	147,890点
3	メイズ手術	98,640点
K 5 9 5	経皮的カテーテル心筋焼灼術	
1	心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの	40,760点
2	その他のもの	34,370点
注1	三次元カラーマッピング下で行った場合には、三次元カラーマッピング加算として、17,000点を所定点数に加算する。	
2	磁気ナビゲーション法により行った場合は、磁気ナビゲーション加算として、5,000点を所定点数に加算する。	
3	手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 5 9 5 - 2	経皮的中隔心筋焼灼術	24,390点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 9 6	体外ペースメーカーリング術	3,370点
K 5 9 7	ペースメーカー移植術	
1	心筋電極の場合	15,060点
2	経静脈電極の場合	9,520点
K 5 9 7 - 2	ペースメーカー交換術	4,000点
K 5 9 7 - 3	植込型心電図記録計移植術	1,260点
K 5 9 7 - 4	植込型心電図記録計摘出術	840点
K 5 9 8	両心室ペースメーカー移植術	31,510点

K 5 9 8 - 2	両心室ペースメーカー交換術	5,000点
K 5 9 9	植込型除細動器移植術	
1	経静脈リードを用いるもの	31,510点
2	皮下植込型リードを用いるもの	24,310点
K 5 9 9 - 2	植込型除細動器交換術	6,000点
K 5 9 9 - 3	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術	35,200点
	注 両室ペーシング機能付き植込型除細動器の移植術を行った場合に算定する。	
K 5 9 9 - 4	両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	6,000点
	注 両室ペーシング機能付き植込型除細動器の交換術を行った場合に算定する。	
K 5 9 9 - 5	経静脈電極抜去術	
1	レーザーシースを用いるもの	28,600点
2	レーザーシースを用いないもの	22,210点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 0 0	大動脈バルーンパンピング法（I A B P法）（1日につき）	
1	初日	8,780点
2	2日目以降	3,680点
	注 挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 0 1	人工心肺（1日につき）	
1	初日	26,950点
2	2日目以降	3,000点
	注1 初日に、補助循環、選択的冠灌流又は逆行性冠灌流を併せて行った場合には、4,800点を所定点数に加算する（主たるもののみを算定する。）。	
	2 初日に選択的脳灌流を併せて行った場合は、7,000点を所定点数に加算する。	
	3 カニュレーション料は、所定点数に含まれるものとする。	
K 6 0 2	経皮的な心肺補助法（1日につき）	
1	初日	11,100点
2	2日目以降	3,120点
K 6 0 3	補助人工心臓（1日につき）	
1	初日	54,370点
2	2日目以降30日目まで	5,000点
3	31日目以降	4,000点
K 6 0 3 - 2	小児補助人工心臓（1日につき）	
1	初日	63,150点
2	2日目以降30日目まで	8,680点
3	31日目以降	7,680点
K 6 0 4	削除	
K 6 0 4 - 2	植込型補助人工心臓（非拍動流型）	
1	初日（1日につき）	58,500点
2	2日目以降30日目まで（1日につき）	5,000点
3	31日目以降90日目まで（1日につき）	2,780点
4	91日目以降（1日につき）	1,500点
K 6 0 5	移植用心採取術	62,720点
	注 心提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 0 5 - 2	同種心移植術	192,920点
	注 心移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 0 5 - 3	移植用心肺採取術	100,040点
	注 心肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 0 5 - 4	同種心肺移植術	286,010点
	注 心肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	

K 6 0 5 - 5	骨格筋由来細胞シート心表面移植術 (動脈)	9,420点
K 6 0 6	血管露出術	530点
K 6 0 7	血管結紮術	
	1 開胸又は開腹を伴うもの	10,550点
	2 その他のもの	3,130点
K 6 0 7 - 2	血管縫合術 (簡単なもの)	3,130点
K 6 0 7 - 3	上腕動脈表在化法	5,000点
K 6 0 8	動脈塞栓除去術	
	1 開胸又は開腹を伴うもの	28,560点
	2 その他のもの (観血的なもの)	11,180点
K 6 0 8 - 2	外シャント血栓除去術	1,680点
K 6 0 8 - 3	内シャント血栓除去術	3,130点
K 6 0 9	動脈血栓内膜摘出術	
	1 大動脈に及ぶもの	40,950点
	2 内頸動脈	43,880点
	3 その他のもの	28,450点
K 6 0 9 - 2	経皮的頸動脈ステント留置術	34,740点
	注1 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
	2 内頸動脈又は総頸動脈に対して行われた場合に限り算定する。	
K 6 1 0	動脈形成術、吻合術	
	1 頭蓋内動脈	99,700点
	2 胸腔内動脈 (大動脈を除く。)	52,570点
	3 腹腔内動脈 (大動脈を除く。)	47,790点
	4 指 (手、足) の動脈	15,340点
	5 その他の動脈	21,700点
K 6 1 0 - 2	脳新生血管造成術	52,550点
K 6 1 0 - 3	内シャント又は外シャント設置術	18,080点
K 6 1 0 - 4	四肢の血管吻合術	18,080点
K 6 1 0 - 5	血管吻合術及び神経再接合術 (上腕動脈、正中神経及び尺骨神経)	18,080点
K 6 1 1	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	
	1 開腹して設置した場合	17,940点
	2 四肢に設置した場合	16,250点
	3 頭頸部その他に設置した場合	16,640点
K 6 1 2	末梢動静脈瘻造設術	7,760点
K 6 1 3	腎血管性高血圧症手術 (経皮的腎血管拡張術)	31,840点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 6 1 4	血管移植術、バイパス移植術	
	1 大動脈	70,700点
	2 胸腔内動脈	64,050点
	3 腹腔内動脈	56,560点
	4 頭、頸部動脈	55,050点
	5 下腿、足部動脈	62,670点
	6 膝窩動脈	42,500点
	7 その他の動脈	30,290点
K 6 1 5	血管塞栓術 (頭部、胸腔、腹腔内血管等)	
	1 止血術	23,110点
	2 選択的動脈化学塞栓術	20,040点
	3 その他のもの	18,620点

K 6 1 5 - 2	経皮的動脈遮断術	1,390点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 6 1 6	四肢の血管拡張術・血栓除去術	22,590点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 6 - 2	頸動脈球摘出術	10,800点
K 6 1 6 - 3	経皮的胸部血管拡張術（先天性心疾患術後に限る。）	24,550点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 6 1 6 - 4	経皮的シャント拡張術・血栓除去術	18,080点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 6 - 5	経皮的血管内異物除去術	14,000点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
	（静脈）	
K 6 1 7	下肢静脈瘤手術	
	1 抜去切除術	10,200点
	2 硬化療法（一連として）	1,720点
	3 高位結紮術	3,130点
K 6 1 7 - 2	大伏在静脈抜去術	11,020点
K 6 1 7 - 3	静脈瘤切除術（下肢以外）	1,820点
K 6 1 7 - 4	下肢静脈瘤血管内焼灼術	14,360点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 7 - 5	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術	10,200点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 8	中心静脈注射用植込型カテーテル設置	
	1 四肢に設置した場合	10,500点
	2 頭頸部その他に設置した場合	10,800点
	注1 6歳未満の乳幼児の場合は、300点を加算する。	
	2 使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、これらの点数に含まれるものとする。	
K 6 1 9	静脈血栓摘出術	
	1 開腹を伴うもの	22,070点
	2 その他のもの（観血的なもの）	13,100点
K 6 1 9 - 2	総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術	32,100点
K 6 2 0	下大静脈フィルター留置術	10,160点
K 6 2 0 - 2	下大静脈フィルター除去術	6,190点
K 6 2 1	門脈体循環静脈吻合術（門脈圧亢進症手術）	40,650点
K 6 2 2	胸管内頸静脈吻合術	37,620点
K 6 2 3	静脈形成術、吻合術	
	1 胸腔内静脈	25,200点
	2 腹腔内静脈	25,200点
	3 その他の静脈	16,140点
K 6 2 3 - 2	脾腎静脈吻合術	21,220点
	（リンパ管、リンパ節）	
K 6 2 4	削除	
K 6 2 5	リンパ管腫摘出術	
	1 長径5センチメートル未満	10,910点
	2 長径5センチメートル以上	16,390点
K 6 2 6	リンパ節摘出術	
	1 長径3センチメートル未満	1,200点
	2 長径3センチメートル以上	2,880点

K 6 2 6 - 2	リンパ節膿瘍切開術	910点
K 6 2 7	リンパ節群郭清術	
1	顎下部又は舌下部（浅在性）	9,060点
2	頸部（深在性）	20,080点
3	鎖骨上窩及び下窩	12,050点
4	腋窩	17,750点
5	胸骨旁	20,080点
6	鼠径部及び股部	7,370点
7	後腹膜	41,380点
8	骨盤	26,800点
K 6 2 7 - 2	腹腔鏡下骨盤内リンパ節群郭清術	36,140点
K 6 2 7 - 3	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術	26,460点
	注 泌尿器がんに転移したものに対して実施した場合に限り算定する。	
K 6 2 7 - 4	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	39,720点
	注 精巣がんに転移したものに対して実施した場合に限り算定する。	
K 6 2 8	リンパ管吻合術	34,450点
	第9款 腹部	
区分		
	(腹壁、ヘルニア)	
K 6 2 9	削除	
K 6 3 0	腹壁膿瘍切開術	1,270点
K 6 3 1	腹壁瘻手術	
1	腹壁に局限するもの	1,820点
2	腹腔に通ずるもの	8,390点
K 6 3 2	腹壁腫瘍摘出術	
1	形成手術を必要としない場合	4,310点
2	形成手術を必要とする場合	11,210点
K 6 3 3	ヘルニア手術	
1	腹壁癒痕ヘルニア	8,450点
2	半月状線ヘルニア、白線ヘルニア、腹直筋離開	6,200点
3	臍ヘルニア	4,200点
4	臍帯ヘルニア	18,810点
5	鼠径ヘルニア	6,000点
6	大腿ヘルニア	8,860点
7	腰ヘルニア	8,590点
8	骨盤部ヘルニア（閉鎖孔ヘルニア、坐骨ヘルニア、会陰ヘルニア）	18,810点
9	内ヘルニア	18,810点
K 6 3 3 - 2	腹腔鏡下ヘルニア手術	
1	腹壁癒痕ヘルニア	13,770点
2	大腿ヘルニア	15,460点
3	半月状線ヘルニア、白線ヘルニア	11,520点
4	臍ヘルニア	9,520点
5	閉鎖孔ヘルニア	24,130点
K 6 3 4	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側） （腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜）	22,960点
K 6 3 5	胸水・腹水濾過濃縮再静注法	4,160点
K 6 3 5 - 2	腹腔・静脈シャントバルブ設置術	6,730点
K 6 3 5 - 3	連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術	12,000点
K 6 3 6	試験開腹術	5,550点

K 6 3 6 - 2	ダメージコントロール手術	9,370点
K 6 3 6 - 3	腹腔鏡下試験開腹術	11,320点
K 6 3 6 - 4	腹腔鏡下試験切除術	11,320点
K 6 3 7	限局性腹腔膿瘍手術	
1	横隔膜下膿瘍	10,690点
2	ダグラス窩膿瘍	5,710点
3	虫垂周囲膿瘍	5,340点
4	その他のもの	8,330点
K 6 3 7 - 2	経皮的腹腔膿瘍ドレナージ術	10,800点
	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 6 3 8	骨盤腹膜外膿瘍切開排膿術	3,290点
K 6 3 9	急性汎発性腹膜炎手術	12,000点
K 6 3 9 - 2	結核性腹膜炎手術	12,000点
K 6 3 9 - 3	腹腔鏡下汎発性腹膜炎手術	19,260点
K 6 4 0	腸間膜損傷手術	
1	縫合、修復のみのもの	10,390点
2	腸管切除を伴うもの	26,880点
K 6 4 1	大網切除術	8,720点
K 6 4 2	大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	
1	腸切除を伴わないもの	11,910点
2	腸切除を伴うもの	28,210点
K 6 4 2 - 2	腹腔鏡下大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	32,310点
K 6 4 2 - 3	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術	30,310点
K 6 4 3	後腹膜悪性腫瘍手術	48,510点
K 6 4 3 - 2	腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術	50,610点
K 6 4 4	臍腸管瘻手術	
1	腸管切除を伴わないもの	5,260点
2	腸管切除を伴うもの	18,280点
K 6 4 5	骨盤内臓全摘術 (胃、十二指腸)	120,980点
K 6 4 6	胃血管結紮術 (急性胃出血手術)	11,360点
K 6 4 7	胃縫合術 (大網充填術又は被覆術を含む。)	12,190点
K 6 4 7 - 2	腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫合術	22,460点
K 6 4 8	胃切開術	10,970点
K 6 4 9	胃吊上げ固定術 (胃下垂症手術)、胃捻転症手術	11,800点
K 6 4 9 - 2	腹腔鏡下胃吊上げ固定術 (胃下垂症手術)、胃捻転症手術	18,600点
K 6 5 0	削除	
K 6 5 1	内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術	9,210点
K 6 5 2	胃、十二指腸憩室切除術・ポリープ切除術 (開腹によるもの)	11,530点
K 6 5 3	内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	
1	早期悪性腫瘍粘膜切除術	6,460点
2	早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	18,370点
3	早期悪性腫瘍ポリープ切除術	6,230点
4	その他のポリープ・粘膜切除術	5,200点
K 6 5 3 - 2	食道・胃内異物除去摘出術 (マグネットカテーテルによるもの)	3,200点
K 6 5 3 - 3	内視鏡的食道及び胃内異物摘出術	3,200点
K 6 5 3 - 4	内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法	6,460点
K 6 5 3 - 5	内視鏡的胃、十二指腸狭窄拡張術	12,480点
K 6 5 4	内視鏡的消化管止血術	4,600点

K 6 5 4 - 2	胃局所切除術	11,530点
K 6 5 4 - 3	腹腔鏡下胃局所切除術	
	1 内視鏡処置を併施するもの	26,500点
	2 その他のもの	20,400点
K 6 5 5	胃切除術	
	1 単純切除術	28,210点
	2 悪性腫瘍手術	55,870点
	注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 5 - 2	腹腔鏡下胃切除術	
	1 単純切除術	40,890点
	2 悪性腫瘍手術	64,120点
	注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 5 - 3	十二指腸窓（内方）憩室摘出術	26,910点
K 6 5 5 - 4	噴門側胃切除術	
	1 単純切除術	40,170点
	2 悪性腫瘍切除術	71,630点
	注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 5 - 5	腹腔鏡下噴門側胃切除術	
	1 単純切除術	54,010点
	2 悪性腫瘍切除術	75,730点
	注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
K 6 5 6	胃縮小術	28,210点
K 6 5 6 - 2	腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）	40,050点
K 6 5 7	胃全摘術	
	1 単純全摘術	50,920点
	2 悪性腫瘍手術	69,840点
	注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 7 - 2	腹腔鏡下胃全摘術	
	1 単純全摘術	64,740点
	2 悪性腫瘍手術	83,090点
	注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 8	削除	
K 6 5 9	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）	
	1 単独のもの	13,600点
	2 ドレナージを併施するもの	19,000点
	3 胃切除術を併施するもの	37,620点
K 6 5 9 - 2	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	25,480点
K 6 6 0	食道下部迷走神経選択的切除術	
	1 単独のもの	19,500点
	2 ドレナージを併施するもの	28,210点
	3 胃切除術を併施するもの	37,620点
K 6 6 0 - 2	腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術	31,310点
K 6 6 1	胃冠状静脈結紮及び切除術	17,400点
K 6 6 2	胃腸吻合術（ブラウン吻合を含む。）	13,600点
K 6 6 2 - 2	腹腔鏡下胃腸吻合術	17,700点
K 6 6 3	十二指腸空腸吻合術	13,400点
K 6 6 4	胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）	6,070点
K 6 6 4 - 2	経皮経食道胃管挿入術（PTEG）	14,610点
K 6 6 5	胃瘻閉鎖術	12,040点

K 6 6 5 - 2	胃瘻 ^{ろう} 拔去術	2,000点
K 6 6 6	幽門形成術（粘膜外幽門筋切開術を含む。）	10,500点
K 6 6 6 - 2	腹腔鏡 ^{くう} 下幽門形成術	17,060点
K 6 6 7	噴門 ^{くう} 形成術	16,980点
K 6 6 7 - 2	腹腔鏡 ^{くう} 下噴門形成術	37,620点
K 6 6 7 - 3	腹腔鏡 ^{くう} 下食道噴門部縫縮術	15,190点
K 6 6 8	胃横断術（静脈 ^{りゅう} 瘤手術） （胆嚢 ^{のう} 、胆道）	28,210点
K 6 6 9	胆管 ^{のう} 切開術	12,460点
K 6 7 0	胆嚢 ^{のう} 切開結石摘出術	11,800点
K 6 7 1	胆管 ^{のう} 切開結石摘出術（チューブ挿入を含む。）	
	1 胆嚢 ^{のう} 摘出を含むもの	28,210点
	2 胆嚢 ^{のう} 摘出を含まないもの	26,880点
K 6 7 1 - 2	腹腔鏡 ^{くう} 下胆管切開結石摘出術	
	1 胆嚢 ^{のう} 摘出を含むもの	35,470点
	2 胆嚢 ^{のう} 摘出を含まないもの	33,610点
K 6 7 2	胆嚢 ^{のう} 摘出術	23,060点
K 6 7 2 - 2	腹腔鏡 ^{くう} 下胆嚢 ^{のう} 摘出術	21,500点
K 6 7 3	胆管形成手術（胆管切除術を含む。）	37,620点
K 6 7 4	総胆管拡張症手術	49,580点
	注 乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
K 6 7 4 - 2	腹腔鏡 ^{くう} 下総胆管拡張症手術	34,880点
	注 乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
K 6 7 5	胆嚢 ^{のう} 悪性腫瘍手術	
	1 胆嚢 ^{のう} に限局するもの（リンパ節郭清を含む。）	45,520点
	2 肝切除（亜区域切除以上）を伴うもの	57,790点
	3 肝切除（葉以上）を伴うもの	77,450点
	4 膵頭 ^{すい} 十二指腸切除を伴うもの	101,590点
	5 膵頭 ^{すい} 十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの	209,520点
K 6 7 6	削除	
K 6 7 7	胆管悪性腫瘍手術	
	1 膵頭 ^{すい} 十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの	119,280点
	2 その他のもの	84,700点
K 6 7 7 - 2	肝門部胆管悪性腫瘍手術	
	1 血行再建あり	180,990点
	2 血行再建なし	101,090点
K 6 7 8	体外衝撃波胆石破砕術（一連につき）	16,300点
K 6 7 9	胆嚢 ^{のう} 胃（腸）吻合 ^{ふん} 術	11,580点
K 6 8 0	総胆管 ^{のう} 胃（腸）吻合 ^{ふん} 術	28,210点
K 6 8 1	胆嚢 ^{のう} 外瘻造設術	9,420点
K 6 8 2	胆管 ^{のう} 外瘻造設術	
	1 開腹によるもの	12,300点
	2 経皮経肝によるもの	10,800点
	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 8 2 - 2	経皮的胆管ドレナージ術	10,800点
	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 8 2 - 3	内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術（ENBD）	10,800点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	

K 6 8 2 - 4	超音波内視鏡下瘻孔形成術（腹腔内膿瘍に対するもの）	23,450点
K 6 8 3	削除	
K 6 8 4	先天性胆道閉鎖症手術	60,000点
K 6 8 5	内視鏡的胆道結石除去術	
1	胆道碎石術を伴うもの	11,920点
2	その他のもの	8,320点
	注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。	
K 6 8 6	内視鏡的胆道拡張術	13,820点
	注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。	
K 6 8 7	内視鏡的乳頭切開術	
1	乳頭括約筋切開のみのもの	11,270点
2	胆道碎石術を伴うもの	24,550点
	注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。	
K 6 8 8	内視鏡的胆道ステント留置術	11,540点
	注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。	
K 6 8 9	経皮経肝胆管ステント挿入術	12,270点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
	（肝）	
K 6 9 0	肝縫合術	17,400点
K 6 9 1	肝膿瘍切開術	
1	開腹によるもの	11,860点
2	開胸によるもの	12,520点
K 6 9 1 - 2	経皮的肝膿瘍ドレナージ術	10,800点
	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 9 2	肝嚢胞切開又は縫縮術	12,520点
K 6 9 2 - 2	腹腔鏡下肝嚢胞切開術	28,210点
K 6 9 3	肝内結石摘出術（開腹）	28,210点
K 6 9 4	肝嚢胞、肝膿瘍摘出術	28,210点
K 6 9 5	肝切除術	
1	部分切除	36,340点
2	亜区域切除	56,280点
3	外側区域切除	46,130点
4	1区域切除（外側区域切除を除く。）	60,700点
5	2区域切除	76,210点
6	3区域切除以上のもの	97,050点
7	2区域切除以上であって、血行再建を伴うもの	126,230点
K 6 9 5 - 2	腹腔鏡下肝切除術	
1	部分切除	59,680点
2	外側区域切除	74,880点
3	亜区域切除	108,820点
4	1区域切除（外側区域切除を除く。）	130,730点
5	2区域切除	152,440点
6	3区域切除以上のもの	174,090点
K 6 9 6	肝内胆管（肝管）胃（腸）吻合術	28,210点
K 6 9 7	肝内胆管外瘻造設術	
1	開腹によるもの	18,810点
2	経皮経肝によるもの	10,800点
K 6 9 7 - 2	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（一連として）	
1	腹腔鏡によるもの	18,710点

2	その他のもの	17,410点
K697-3	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）	
1	2センチメートル以内のもの	
	イ 腹腔鏡によるもの	16,300点
	ロ その他のもの	15,000点
2	2センチメートルを超えるもの	
	イ 腹腔鏡によるもの	23,260点
	ロ その他のもの	21,960点
K697-4	移植用部分肝採取術（生体）	82,800点
	注 肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K697-5	生体部分肝移植術	189,290点
	注1 生体部分肝を移植した場合は、生体部分肝の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
	2 肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K697-6	移植用肝採取術（死体）	86,700点
	注 肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K697-7	同種死体肝移植術	193,060点
	注 肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K698	急性 ^{すい} 膵炎手術	
1	感染性壊死部切除を伴うもの	49,390点
2	その他のもの	28,210点
K699	^{すい} 膵結石手術	
1	^{すい} 膵切開によるもの	28,210点
2	経十二指腸乳頭によるもの	28,210点
K699-2	体外衝撃波 ^{すい} 膵石破碎術（一連につき）	19,300点
	注 破碎した ^{すい} 膵石を内視鏡を用いて除去した場合は、内視鏡的 ^{すい} 膵石除去加算として、一連につき1回に限り5,640点を所定点数に加算する。	
K700	^{すい} 膵中央切除術	53,560点
K700-2	^{すい} 膵腫瘍摘出術	21,750点
K701	^{すい} 膵破裂縫合術	22,080点
K702	^{すい} 膵体尾部腫瘍切除術	
1	^{すい} 膵尾部切除術の場合	
	イ ^{すい} 膵同時切除の場合	24,000点
	ロ ^{すい} 膵温存の場合	21,750点
2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	57,190点
3	周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	52,730点
4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	55,870点
K702-2	腹腔鏡下 ^{すい} 膵体尾部腫瘍切除術	
1	^{すい} 膵同時切除の場合	47,250点
2	^{すい} 膵温存の場合	56,240点
K703	^{すい} 膵頭部腫瘍切除術	
1	^{すい} 膵頭十二指腸切除術の場合	77,950点
2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存 ^{すい} 膵頭切除術の場合	83,810点
3	周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	83,810点
4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	128,230点

K 7 0 3 - 2	腹腔鏡下 ^{くう} 臍 ^{すい} 頭十二指腸切除術	158,450点
K 7 0 4	臍 ^{すい} 全摘術	103,030点
K 7 0 5	臍 ^{すい} 嚢 ^{のう} 胞 ^{ほう} 胃 ^い （腸 ^{ふん} ）吻合術	28,210点
K 7 0 6	臍 ^{すい} 管 ^{のう} 空 ^{くう} 腸 ^{ろう} 吻合術	37,620点
K 7 0 7	臍 ^{すい} 嚢 ^{のう} 胞 ^{ほう} 外 ^{がい} 瘻 ^{ろう} 造 ^{ぞう} 設 ^{せつ} 術	
	1 内視鏡によるもの	18,370点
	2 開腹によるもの	12,460点
K 7 0 8	臍 ^{すい} 管 ^{のう} 外 ^{がい} 瘻 ^{ろう} 造 ^{ぞう} 設 ^{せつ} 術	18,810点
K 7 0 8 - 2	臍 ^{すい} 管 ^{のう} 誘 ^い 導 ^{どう} 手 ^{てい} 術	18,810点
K 7 0 8 - 3	内視鏡的臍 ^{すい} 管 ^{のう} ス ^{てん} ト留 ^{りゅう} 置 ^ち 術	22,240点
K 7 0 9	臍 ^{すい} 瘻 ^{ろう} 閉 ^{へい} 鎖 ^さ 術	28,210点
K 7 0 9 - 2	移植用臍 ^{すい} 採 ^{さい} 取 ^と 術（死体）	77,240点
	注 臍 ^{すい} 提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 7 0 9 - 3	同種死体臍 ^{すい} 移 ^い 植 ^ち 術	112,570点
	注 臍 ^{すい} 移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 7 0 9 - 4	移植用臍 ^{すい} 腎 ^{じん} 採 ^{さい} 取 ^と 術（死体）	84,080点
	注 臍 ^{すい} 腎 ^{じん} 提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 7 0 9 - 5	同種死体臍 ^{すい} 腎 ^{じん} 移 ^い 植 ^ち 術	140,420点
	注 臍 ^{すい} 腎 ^{じん} 移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	（脾 ^ひ ）	
K 7 1 0	脾 ^ひ 縫 ^い 合 ^{ごう} 術（部分切除を含む。）	24,410点
K 7 1 1	脾 ^ひ 摘 ^{てい} 出 ^{しゅつ} 術	31,030点
K 7 1 1 - 2	腹腔鏡下 ^{くう} 脾 ^ひ 摘 ^{てい} 出 ^{しゅつ} 術 （空腸、回腸、盲腸、虫垂、結腸）	37,060点
K 7 1 2	破裂腸管縫合術	10,400点
K 7 1 3	腸 ^{ちやう} 切 ^{せつ} 開 ^{かい} 術	9,650点
K 7 1 4	腸 ^{ちやう} 管 ^{くわん} 癒 ^い 着 ^{ちやく} 症 ^{しやう} 手 ^{てい} 術	12,010点
K 7 1 4 - 2	腹腔鏡下 ^{くう} 腸 ^{ちやう} 管 ^{くわん} 癒 ^い 着 ^{ちやく} 剥 ^{はく} 離 ^り 術	20,650点
K 7 1 5	腸 ^{ちやう} 重 ^{じゆう} 積 ^{せき} 症 ^{しやう} 整 ^{てい} 復 ^{ふく} 術	
	1 非観血的なもの	4,490点
	2 観血的なもの	6,040点
K 7 1 5 - 2	腹腔鏡下 ^{くう} 腸 ^{ちやう} 重 ^{じゆう} 積 ^{せき} 症 ^{しやう} 整 ^{てい} 復 ^{ふく} 術	14,660点
K 7 1 6	小腸 ^{せう} 切 ^{せつ} 除 ^{じゆ} 術	
	1 悪性腫瘍手術以外の切除術	15,940点
	2 悪性腫瘍手術	34,150点
K 7 1 6 - 2	腹腔鏡下 ^{くう} 小腸 ^{せう} 切 ^{せつ} 除 ^{じゆ} 術	
	1 悪性腫瘍手術以外の切除術	31,370点
	2 悪性腫瘍手術	37,380点
K 7 1 7	小腸腫瘍、小腸憩室摘出術（メッケル憩室炎手術を含む。）	18,810点
K 7 1 8	虫垂 ^{ちゆう} 切 ^{せつ} 除 ^{じゆ} 術	
	1 虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	6,210点
	2 虫垂周囲膿瘍を伴うもの	8,880点
K 7 1 8 - 2	腹腔鏡下 ^{くう} 虫垂 ^{ちゆう} 切 ^{せつ} 除 ^{じゆ} 術	
	1 虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	11,470点
	2 虫垂周囲膿瘍を伴うもの	18,380点
K 7 1 9	結腸 ^{けつ} 切 ^{せつ} 除 ^{じゆ} 術	
	1 小範囲切除	22,140点
	2 結腸半側切除	29,940点
	3 全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術	35,680点

K 7 1 9 - 2	腹腔鏡下結腸切除術	
1	小範囲切除、結腸半側切除	42,680点
2	全切除、亜全切除	59,510点
K 7 1 9 - 3	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	59,510点
K 7 1 9 - 4	ピックレル氏手術	13,700点
K 7 1 9 - 5	全結腸・直腸切除囊肛門吻合術	51,860点
K 7 2 0	結腸腫瘍（回盲部腫瘍摘出術を含む。）、結腸憩室摘出術、結腸ポリープ切除術（開腹によるもの）	16,610点
K 7 2 1	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	
1	長径2センチメートル未満	5,000点
2	長径2センチメートル以上	7,000点
K 7 2 1 - 2	削除	
K 7 2 1 - 3	内視鏡的結腸異物摘出術	5,360点
K 7 2 1 - 4	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	18,370点
K 7 2 2	小腸結腸内視鏡的止血術	10,390点
K 7 2 3	削除	
K 7 2 4	腸吻合術	9,330点
K 7 2 5	腸瘻、虫垂瘻造設術	6,140点
K 7 2 5 - 2	腹腔鏡下腸瘻、虫垂瘻造設術	12,080点
K 7 2 6	人工肛門造設術	7,980点
K 7 2 6 - 2	腹腔鏡下人工肛門造設術	13,920点
K 7 2 7	腹壁外腸管前置術	8,340点
K 7 2 8	腸狭窄部切開縫合術	11,220点
K 7 2 9	腸閉鎖症手術	
1	腸管切除を伴わないもの	12,190点
2	腸管切除を伴うもの	28,210点
K 7 2 9 - 2	多発性小腸閉鎖症手術	47,020点
K 7 2 9 - 3	腹腔鏡下腸閉鎖症手術	32,310点
K 7 3 0	小腸瘻閉鎖術	
1	腸管切除を伴わないもの	11,580点
2	腸管切除を伴うもの	17,900点
K 7 3 1	結腸瘻閉鎖術	
1	腸管切除を伴わないもの	11,750点
2	腸管切除を伴うもの	28,210点
K 7 3 2	人工肛門閉鎖術	
1	腸管切除を伴わないもの	11,470点
2	腸管切除を伴うもの	28,210点
K 7 3 3	盲腸縫縮術	4,400点
K 7 3 4	腸回転異常症手術	18,810点
K 7 3 4 - 2	腹腔鏡下腸回転異常症手術	26,800点
K 7 3 5	先天性巨大結腸症手術	50,830点
K 7 3 5 - 2	小腸・結腸狭窄部拡張術（内視鏡によるもの）	11,090点
	注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。	
K 7 3 5 - 3	腹腔鏡下先天性巨大結腸症手術	63,710点
K 7 3 5 - 4	下部消化管ステント留置術	9,100点
K 7 3 6	人工肛門形成術	
1	開腹を伴うもの	10,030点
2	その他のもの （直腸）	3,670点

K 7 3 7	直腸周囲膿瘍切開術	2,610点
K 7 3 8	直腸異物除去術	
	1 経肛門（内視鏡によるもの）	6,700点
	2 開腹によるもの	11,530点
K 7 3 9	直腸腫瘍摘出術（ポリープ摘出を含む。）	
	1 経肛門	4,010点
	2 経括約筋	9,940点
	3 経腹及び経肛	18,810点
K 7 3 9-2	経肛門的内視鏡下手術（直腸腫瘍に限る。）	26,100点
K 7 3 9-3	低侵襲経肛門的局所切除術（M I T A S）	16,700点
K 7 4 0	直腸切除・切断術	
	1 切除術	42,850点
	2 低位前方切除術	66,300点
	3 超低位前方切除術（経肛門的結腸囊肛門吻合によるもの）	69,840点
	4 切断術	77,120点
K 7 4 0-2	腹腔鏡下直腸切除・切断術	
	1 切除術	75,460点
	2 低位前方切除術	83,930点
	3 切断術	83,930点
K 7 4 0-3	削除	
K 7 4 1	直腸狭窄形成手術	28,210点
K 7 4 2	直腸脱手術	
	1 経会陰によるもの	
	イ 腸管切除を伴わないもの	8,410点
	ロ 腸管切除を伴うもの	25,780点
	2 直腸挙上固定を行うもの	10,900点
	3 骨盤底形成を行うもの	18,810点
	4 腹会陰からのもの（腸切除を含む。）	37,620点
K 7 4 2-2	腹腔鏡下直腸脱手術 （肛門、その周辺）	30,200点
K 7 4 3	痔核手術（脱肛を含む。）	
	1 硬化療法	1,380点
	2 硬化療法（四段階注射法によるもの）	4,010点
	3 結紮術、焼灼術、血栓摘出術	1,390点
	4 根治手術	5,190点
	5 P P H	11,260点
K 7 4 3-2	肛門括約筋切開術	1,380点
K 7 4 3-3	削除	
K 7 4 3-4	痔核手術後狭窄拡張手術	5,360点
K 7 4 3-5	モルガニー氏洞及び肛門管切開術	3,750点
K 7 4 3-6	肛門部皮膚剥離切除術	3,750点
K 7 4 4	裂肛又は肛門潰瘍根治手術	3,110点
K 7 4 5	肛門周囲膿瘍切開術	2,050点
K 7 4 6	痔瘻根治手術	
	1 単純なもの	3,750点
	2 複雑なもの	7,470点
K 7 4 6-2	高位直腸瘻手術	8,120点
K 7 4 7	肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術	1,040点
K 7 4 8	肛門悪性腫瘍手術	

	1 切除	28,210点
	2 直腸切断を伴うもの	70,680点
K 7 4 9	肛門拡張術（観血的なもの）	1,630点
K 7 5 0	肛門括約筋形成手術	
	1 瘻痕切除又は縫縮によるもの	3,990点
	2 組織置換によるもの	23,660点
K 7 5 1	鎖肛手術	
	1 肛門膜状閉鎖切開	2,100点
	2 会陰式	18,810点
	3 仙骨会陰式	35,270点
	4 腹会陰、腹仙骨式	62,660点
K 7 5 1 - 2	仙尾部奇形腫手術	46,950点
K 7 5 1 - 3	腹腔鏡下鎖肛手術（腹会陰、腹仙骨式）	70,140点
K 7 5 2	肛門形成手術	
	1 肛門狭窄形成手術	5,210点
	2 直腸粘膜脱形成手術	7,710点
K 7 5 3	毛巣嚢、毛巣瘻、毛巣洞手術	3,680点
	第10款 尿路系・副腎	
区分		
	（副腎）	
K 7 5 4	副腎摘出術（副腎部分切除術を含む。）	28,210点
K 7 5 4 - 2	腹腔鏡下副腎摘出術	40,100点
K 7 5 4 - 3	腹腔鏡下小切開副腎摘出術	34,390点
K 7 5 5	副腎腫瘍摘出術	
	1 皮質腫瘍	39,410点
	2 髓質腫瘍（褐色細胞腫）	47,020点
K 7 5 5 - 2	腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）	47,030点
K 7 5 6	副腎悪性腫瘍手術	47,020点
K 7 5 6 - 2	腹腔鏡下副腎悪性腫瘍手術	51,120点
	（腎、腎盂）	
K 7 5 7	腎破裂縫合術	37,620点
K 7 5 7 - 2	腎破裂手術	38,270点
K 7 5 8	腎周囲膿瘍切開術	3,480点
K 7 5 9	腎切半術	37,620点
K 7 6 0	癒合腎離断術	47,020点
K 7 6 1	腎被膜剝離術（除神経術を含む。）	10,660点
K 7 6 2	腎固定術	10,350点
K 7 6 3	腎切石術	27,550点
K 7 6 4	経皮的尿路結石除去術（経皮的腎瘻造設術を含む。）	32,800点
K 7 6 5	経皮的腎盂腫瘍切除術（経皮的腎瘻造設術を含む。）	33,040点
K 7 6 6	経皮的尿管拡張術（経皮的腎瘻造設術を含む。）	13,000点
K 7 6 7	腎盂切石術	27,210点
K 7 6 8	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術（一連につき）	19,300点
K 7 6 9	腎部分切除術	35,880点
K 7 6 9 - 2	腹腔鏡下腎部分切除術	43,930点
K 7 6 9 - 3	腹腔鏡下小切開腎部分切除術	42,900点
K 7 7 0	腎嚢胞切除縮小術	11,580点
K 7 7 0 - 2	腹腔鏡下腎嚢胞切除縮小術	18,850点
K 7 7 0 - 3	腹腔鏡下腎嚢胞切除術	20,360点

K 7 7 1	経皮的腎囊胞穿刺術 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	1,490点
K 7 7 2	腎摘出術	17,680点
K 7 7 2-2	腹腔鏡下腎摘出術	54,250点
K 7 7 2-3	腹腔鏡下小切開腎摘出術	40,240点
K 7 7 3	腎(尿管)悪性腫瘍手術	42,770点
K 7 7 3-2	腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術	64,720点
K 7 7 3-3	腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術	49,870点
K 7 7 3-4	腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)	52,800点
K 7 7 3-5	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)	70,730点
K 7 7 4	削除	
K 7 7 5	経皮的腎(腎盂)瘻造設術	13,860点
K 7 7 6	腎(腎盂)皮膚瘻閉鎖術	27,890点
K 7 7 7	腎(腎盂)腸瘻閉鎖術	28,210点
K 7 7 8	腎盂形成手術	33,120点
K 7 7 8-2	腹腔鏡下腎盂形成手術	51,600点
K 7 7 9	移植用腎採取術(生体) 注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	35,700点
K 7 7 9-2	移植用腎採取術(死体) 注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	43,400点
K 7 7 9-3	腹腔鏡下移植用腎採取術(生体) 注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	51,850点
K 7 8 0	同種死体腎移植術 注1 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する脳死した者の身体から採取された腎を除く死体腎を移植した場合は、移植腎の提供のために要する費用として、40,000点を加算する。 2 腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	98,770点
K 7 8 0-2	生体腎移植術 注1 生体腎を移植した場合は、生体腎の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。 2 腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 (尿管)	62,820点
K 7 8 1	経尿道的尿路結石除去術	
	1 レーザーによるもの	22,270点
	2 その他のもの	14,800点
K 7 8 1-2	ピンハンマー式尿路結石破砕術	7,770点
K 7 8 1-3	経尿道的腎盂尿管凝固止血術	8,250点
K 7 8 2	尿管切石術	
	1 上部及び中部	10,310点
	2 膀胱近接部	15,310点
K 7 8 3	経尿道的尿管狭窄拡張術	20,930点
K 7 8 3-2	経尿道的尿管ステント留置術	3,400点
K 7 8 3-3	経尿道的尿管ステント抜去術	1,300点
K 7 8 4	残存尿管摘出術	18,810点
K 7 8 4-2	尿管剥離術	18,810点
K 7 8 5	経尿道的腎盂尿管腫瘍摘出術	21,420点
K 7 8 5-2	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	31,040点
K 7 8 6	尿管膀胱吻合術	21,310点
K 7 8 7	尿管尿管吻合術	27,210点

K 7 8 8	尿管腸吻合術	17,070点
K 7 8 9	尿管腸膀胱吻合術	46,450点
K 7 9 0	尿管皮膚瘻造設術	14,200点
K 7 9 1	尿管皮膚瘻閉鎖術	28,450点
K 7 9 2	尿管腸瘻閉鎖術	36,840点
K 7 9 3	尿管腔瘻閉鎖術	28,210点
K 7 9 4	尿管口形成手術	16,580点
K 7 9 4-2	経尿道的尿管瘤切除術 (膀胱)	15,500点
K 7 9 5	膀胱破裂閉鎖術	11,170点
K 7 9 6	膀胱周囲膿瘍切開術	3,300点
K 7 9 7	膀胱内凝血除去術	2,980点
K 7 9 8	膀胱結石、異物摘出術	
	1 経尿道的手術	8,320点
	2 膀胱高位切開術	3,150点
K 7 9 8-2	経尿道的尿管凝血除去術 (バスケットワイヤーカテーテル使用)	8,320点
K 7 9 9	膀胱壁切除術	9,260点
K 8 0 0	膀胱憩室切除術	9,060点
K 8 0 0-2	経尿道的電気凝固術	9,060点
K 8 0 0-3	膀胱水圧拡張術	6,410点
	注1 間質性膀胱炎の患者に対して行われた場合に限り算定する。	
	2 灌流液の費用及び電気凝固に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
	3 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 8 0 1	膀胱単純摘除術	
	1 腸管利用の尿路変更を行うもの	59,350点
	2 その他のもの	51,510点
K 8 0 2	膀胱腫瘍摘出術	10,610点
K 8 0 2-2	膀胱脱手術	
	1 メッシュを使用するもの	30,880点
	2 その他のもの	19,390点
K 8 0 2-3	膀胱後腫瘍摘出術	
	1 腸管切除を伴わないもの	11,100点
	2 腸管切除を伴うもの	21,700点
K 8 0 2-4	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	12,710点
K 8 0 2-5	腹腔鏡下膀胱部分切除術	18,680点
K 8 0 2-6	腹腔鏡下膀胱脱手術	40,930点
	注 メッシュを使用した場合に算定する。	
K 8 0 3	膀胱悪性腫瘍手術	
	1 切除	34,150点
	2 全摘 (腸管等を利用して尿路変更を行わないもの)	66,890点
	3 全摘 (尿管S状結腸吻合を利用して尿路変更を行うもの)	80,160点
	4 全摘 (回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの)	107,800点
	5 全摘 (代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの)	110,600点
	6 経尿道的手術	
	イ 電解質溶液利用のもの	12,300点
	ロ その他のもの	10,400点
	注 狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所 定点数に加算する。	
K 8 0 3-2	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	89,380点

K 8 0 3 - 3	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術	87,380点
K 8 0 4	尿管摘出術	10,950点
K 8 0 4 - 2	腹腔鏡下尿管摘出術	18,360点
K 8 0 5	膀胱瘻造設術	3,530点
K 8 0 6	膀胱皮膚瘻閉鎖術	7,870点
K 8 0 7	膀胱腔瘻閉鎖術	27,700点
K 8 0 8	膀胱腸瘻閉鎖術	27,700点
K 8 0 9	膀胱子宮瘻閉鎖術	37,180点
K 8 0 9 - 2	膀胱尿管逆流手術	23,520点
	注 巨大尿管に対して尿管形成術を併せて実施した場合は、9,400点を加算する。	
K 8 0 9 - 3	腹腔鏡下膀胱内手術	37,440点
K 8 1 0	ボアリー氏手術	36,840点
K 8 1 1	腸管利用膀胱拡大術	48,200点
K 8 1 2	回腸（結腸）導管造設術	49,570点
K 8 1 2 - 2	排泄腔外反症手術	
1	外反膀胱閉鎖術	70,430点
2	膀胱腸裂閉鎖術	103,710点
	(尿道)	
K 8 1 3	尿道周囲膿瘍切開術	1,160点
K 8 1 4	外尿道口切開術	1,010点
K 8 1 5	尿道結石、異物摘出術	
1	前部尿道	2,180点
2	後部尿道	5,250点
K 8 1 6	外尿道腫瘍切除術	2,180点
K 8 1 7	尿道悪性腫瘍摘出術	
1	摘出	32,230点
2	内視鏡による場合	23,130点
3	尿路変更を行う場合	54,060点
K 8 1 8	尿道形成手術	
1	前部尿道	17,030点
2	後部尿道	37,700点
K 8 1 9	尿道下裂形成手術	33,790点
K 8 1 9 - 2	陰茎形成術	43,930点
K 8 2 0	尿道上裂形成手術	39,000点
K 8 2 1	尿道狭窄内視鏡手術	15,040点
K 8 2 1 - 2	尿道狭窄拡張術（尿道バルーンカテーテル）	14,200点
K 8 2 1 - 3	尿道ステント前立腺部尿道拡張術	12,300点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 8 2 2	女子尿道脱手術	7,560点
K 8 2 3	尿失禁手術	
1	恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うもの	23,510点
2	その他のもの	20,680点
K 8 2 3 - 2	尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術	23,320点
	注 コラーゲン注入手術に伴って使用したコラーゲンの費用は、所定点数に含まれるものとする。	
K 8 2 3 - 3	膀胱尿管逆流症手術（治療用注入材によるもの）	23,320点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 8 2 3 - 4	腹腔鏡下尿失禁手術	32,440点
K 8 2 3 - 5	人工尿道括約筋植込・置換術	23,920点

第11款 性器

区分

	(陰茎)	
K 8 2 4	陰茎尖圭コンジローム切除術	1, 130点
K 8 2 5	陰茎全摘術	16, 630点
K 8 2 6	陰茎切断術	5, 850点
K 8 2 6 - 2	陰茎折症手術	8, 550点
K 8 2 6 - 3	陰茎様陰核形成手術	5, 850点
K 8 2 7	陰茎悪性腫瘍手術	
	1 陰茎切除	21, 750点
	2 陰茎全摘	36, 500点
K 8 2 8	包茎手術	
	1 背面切開術	740点
	2 環状切除術	2, 040点
K 8 2 8 - 2	陰茎持続勃起症手術	
	1 亀頭-陰茎海綿体瘻作成術(ウィンター法)によるもの	4, 670点
	2 その他のシャント術によるもの	18, 600点
	(陰囊、精巣、精巣上体、精管、精索)	
K 8 2 9	精管切断、切除術(両側)	2, 550点
K 8 3 0	精巣摘出術	2, 770点
K 8 3 0 - 2	精巣外傷手術	
	1 陰囊内血腫除去術	3, 200点
	2 精巣白膜縫合術	3, 400点
K 8 3 1 及び K 8 3 1 - 2	削除	
K 8 3 2	精巣上体摘出術	4, 200点
K 8 3 3	精巣悪性腫瘍手術	10, 290点
K 8 3 4	精索静脈瘤手術	2, 480点
K 8 3 4 - 2	腹腔鏡下内精巣静脈結紮術	18, 590点
K 8 3 5	陰囊水腫手術	
	1 交通性陰囊水腫手術	3, 620点
	2 その他	2, 290点
K 8 3 6	停留精巣固定術	9, 740点
K 8 3 6 - 2	腹腔鏡下腹腔内停留精巣陰囊内固定術	37, 170点
K 8 3 7	精管形成手術	11, 310点
K 8 3 8	精索捻転手術	
	1 対側の精巣固定術を伴うもの	7, 810点
	2 その他のもの	8, 230点
	(精囊、前立腺)	
K 8 3 9	前立腺膿瘍切開術	2, 770点
K 8 4 0	前立腺被膜下摘出術	15, 920点
K 8 4 1	経尿道的前立腺手術	
	1 電解質溶液利用のもの	20, 400点
	2 その他のもの	18, 500点
K 8 4 1 - 2	経尿道的レーザー前立腺切除術	
	1 ホルミウムレーザーを用いるもの	20, 470点
	2 その他のもの	19, 000点
K 8 4 1 - 3	経尿道的前立腺高温度治療(一連につき)	5, 000点
K 8 4 1 - 4	焦点式高エネルギー超音波療法(一連につき)	5, 000点
K 8 4 2	削除	

K 8 4 3	前立腺悪性腫瘍手術	41,080点
K 8 4 3 - 2	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	77,430点
K 8 4 3 - 3	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	59,780点
K 8 4 3 - 4	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） （外陰、会陰）	95,280点
K 8 4 4	バルトリン腺膿瘍切開術	780点
K 8 4 5	処女膜切開術	790点
K 8 4 6	処女膜切除術	980点
K 8 4 7	輪状処女膜切除術	2,230点
K 8 4 8	バルトリン腺嚢胞腫瘍摘出術（造袋術を含む。）	2,760点
K 8 4 9	女子外性器腫瘍摘出術	2,340点
K 8 5 0	女子外性器悪性腫瘍手術	
	1 切除	29,190点
	2 皮膚移植（筋皮弁使用）を行った場合	63,200点
K 8 5 0 - 2	腔絨毛性腫瘍摘出術	23,830点
K 8 5 1	会陰形成手術	
	1 筋層に及ばないもの	2,330点
	2 筋層に及ぶもの	5,760点
K 8 5 1 - 2	外陰・腔血腫除去術	1,600点
K 8 5 1 - 3	癒合陰唇形成手術	
	1 筋層に及ばないもの	2,330点
	2 筋層に及ぶもの （腔）	5,760点
K 8 5 2	腔壁裂創縫合術（分娩時を除く。）	
	1 前又は後壁裂創	2,760点
	2 前後壁裂創	5,410点
	3 腔円蓋に及ぶ裂創	8,280点
	4 直腸裂傷を伴うもの	31,940点
K 8 5 3	腔閉鎖術	
	1 中央腔閉鎖術（子宮全脱）	6,370点
	2 その他	2,580点
K 8 5 4	腔式子宮旁結合織炎（膿瘍）切開術	2,230点
K 8 5 4 - 2	後腔円蓋切開（子宮外妊娠）	2,230点
K 8 5 5	腔中隔切除術	
	1 不全隔のもの	1,260点
	2 全中隔のもの	2,540点
K 8 5 6	腔壁腫瘍摘出術	2,540点
K 8 5 6 - 2	腔壁嚢腫切除術	2,540点
K 8 5 6 - 3	腔ポリープ切除術	1,040点
K 8 5 6 - 4	腔壁尖圭コンジローム切除術	1,040点
K 8 5 7	腔壁悪性腫瘍手術	37,070点
K 8 5 8	腔腸瘻閉鎖術	35,130点
K 8 5 9	造腔術、腔閉鎖症術	
	1 拡張器利用によるもの	2,130点
	2 遊離植皮によるもの	18,810点
	3 腔断端挙上によるもの	28,210点
	4 腸管形成によるもの	47,040点
	5 筋皮弁移植によるもの	55,810点
K 8 5 9 - 2	腹腔鏡下造腔術	38,690点

K 8 6 0	腔壁形成手術	7,880点
K 8 6 0-2	腔断端挙上術（腔式、腹式） （子宮）	29,190点
K 8 6 1	子宮内膜搔爬術	1,180点
K 8 6 2	クレンジング手術	7,710点
K 8 6 3	腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	20,610点
K 8 6 3-2	子宮鏡下子宮中隔切除術、子宮内腔癒着切除術（癒着剥離術を含む。）	18,590点
K 8 6 3-3	子宮鏡下子宮内膜焼灼術	17,810点
K 8 6 4	子宮位置矯正術	
	1 アレキサンダー手術	4,040点
	2 開腹による位置矯正術	7,540点
	3 癒着剥離矯正術	14,070点
K 8 6 5	子宮脱手術	
	1 腔壁形成手術及び子宮位置矯正術	16,900点
	2 ハルバン・シャウタ手術	16,900点
	3 マンチェスター手術	14,110点
	4 腔壁形成手術及び子宮全摘術（腔式、腹式）	28,210点
K 8 6 5-2	腹腔鏡下仙骨腔固定術	48,240点
	注 メッシュを使用した場合に算定する。	
K 8 6 6	子宮頸管ポリープ切除術	990点
K 8 6 6-2	子宮腔部冷凍凝固術	990点
K 8 6 7	子宮頸部（腔部）切除術	3,330点
K 8 6 7-2	子宮腔部糜爛等子宮腔部乱切除術	470点
K 8 6 7-3	子宮頸部摘出術（腔部切断術を含む。）	3,330点
K 8 6 7-4	子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療	3,330点
K 8 6 8からK 8 7 0まで	削除	
K 8 7 1	子宮息肉様筋腫摘出術（腔式）	3,810点
K 8 7 2	子宮筋腫摘出（核出）術	
	1 腹式	24,510点
	2 腔式	14,290点
K 8 7 2-2	腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術	37,620点
K 8 7 2-3	子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術	4,730点
K 8 7 2-4	痕跡副角子宮手術	
	1 腹式	15,240点
	2 腔式	8,450点
K 8 7 2-5	子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法	8,450点
K 8 7 3	子宮鏡下子宮筋腫摘出術	17,100点
K 8 7 4及びK 8 7 5	削除	
K 8 7 6	子宮腔上部切断術	9,500点
K 8 7 6-2	腹腔鏡下子宮腔上部切断術	14,620点
K 8 7 7	子宮全摘術	28,210点
K 8 7 7-2	腹腔鏡下腔式子宮全摘術	42,050点
K 8 7 8	広靱帯内腫瘍摘出術	14,290点
K 8 7 8-2	腹腔鏡下広靱帯内腫瘍摘出術	28,130点
K 8 7 9	子宮悪性腫瘍手術	62,000点
K 8 7 9-2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）	70,200点
K 8 8 0	削除	
K 8 8 1	腹壁子宮瘻手術	23,240点
K 8 8 2	重複子宮、双角子宮手術	25,280点

K 8 8 3	子宮頸管形成手術	3,590点
K 8 8 3-2	子宮頸管閉鎖症手術	
1	非観血的	180点
2	観血的	3,590点
K 8 8 4	奇形子宮形成手術（ストラスマン手術） （子宮附属器）	23,240点
K 8 8 5	腔式卵巢囊腫内容排除術	1,350点
K 8 8 5-2	経皮的卵巢囊腫内容排除術	1,490点
K 8 8 6	子宮附属器癒着剥離術（両側）	
1	開腹によるもの	11,580点
2	腹腔鏡によるもの	21,370点
K 8 8 7	卵巢部分切除術（腔式を含む。）	
1	開腹によるもの	5,130点
2	腹腔鏡によるもの	18,810点
K 8 8 7-2	卵管結紮術（腔式を含む。）（両側）	
1	開腹によるもの	4,350点
2	腹腔鏡によるもの	18,810点
K 8 8 7-3	卵管口切開術	
1	開腹によるもの	4,350点
2	腹腔鏡によるもの	18,810点
K 8 8 7-4	腹腔鏡下多嚢胞性卵巢焼灼術	24,130点
K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）	
1	開腹によるもの	15,720点
2	腹腔鏡によるもの	25,940点
K 8 8 8-2	卵管全摘除術、卵管腫瘤全摘除術、子宮卵管留血腫手術（両側）	
1	開腹によるもの	12,460点
2	腹腔鏡によるもの	25,540点
K 8 8 9	子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）	58,500点
K 8 9 0	卵管形成手術（卵管・卵巢移植、卵管架橋等）	27,380点
K 8 9 0-2	卵管鏡下卵管形成術	46,410点
K 8 9 0-3	腹腔鏡下卵管形成術 （産科手術）	46,410点
K 8 9 1	分娩時頸部切開術（縫合を含む。）	3,170点
K 8 9 2	骨盤位娩出術	3,800点
K 8 9 3	吸引娩出術	2,550点
K 8 9 4	鉗子娩出術	
1	低位（出口）鉗子	2,700点
2	中位鉗子	4,760点
K 8 9 5	会陰（陰門）切開及び縫合術（分娩時）	1,530点
K 8 9 6	会陰（腔壁）裂創縫合術（分娩時）	
1	筋層に及ぶもの	1,650点
2	肛門に及ぶもの	3,860点
3	腔円蓋に及ぶもの	4,320点
4	直腸裂創を伴うもの	8,200点
K 8 9 7	頸管裂創縫合術（分娩時）	4,900点
K 8 9 8	帝王切開術	
1	緊急帝王切開	22,200点
2	選択帝王切開	20,140点

注 複雑な場合については、2,000点を所定点数に加算する。

K 8 9 9	胎児縮小術（娩出術を含む。）	3,220点
K 9 0 0	臍帯還納術	1,240点
K 9 0 0-2	脱垂肢整復術	1,240点
K 9 0 1	子宮双手圧迫術（大動脈圧迫術を含む。）	2,460点
K 9 0 2	胎盤用手剥離術	2,350点
K 9 0 3	子宮破裂手術	
	1 子宮全摘除を行うもの	29,190点
	2 子宮腔上部切断を行うもの	29,190点
	3 その他のもの	14,500点
K 9 0 4	妊娠子宮摘出術（ポロー手術）	33,120点
K 9 0 5	子宮内反症整復手術（腔式、腹式）	
	1 非観血的	340点
	2 観血的	13,820点
K 9 0 6	子宮頸管縫縮術	
	1 マクドナルド法	1,680点
	2 シロッカー法又はラッシュ法	3,090点
	3 縫縮解除術（チューブ抜去術）	1,500点
K 9 0 7	胎児外回転術	670点
K 9 0 8	胎児内（双合）回転術	1,190点
K 9 0 9	流産手術	
	1 妊娠11週までの場合	2,000点
	2 妊娠11週を超え妊娠21週までの場合	5,110点
K 9 0 9-2	子宮内容除去術（不全流産）	1,980点
K 9 1 0	削除	
K 9 1 0-2	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術	40,000点
K 9 1 0-3	胎児胸腔・羊水腔シャント術（一連につき）	11,880点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 9 1 1	胞状奇胎除去術	4,120点
K 9 1 2	子宮外妊娠手術	
	1 開腹によるもの	14,110点
	2 腹腔鏡によるもの	22,950点
K 9 1 3	新生児仮死蘇生術	
	1 仮死第1度のもの	840点
	2 仮死第2度のもの	2,700点
	（その他）	
K 9 1 3-2	性腺摘出術	
	1 開腹によるもの	6,280点
	2 腹腔鏡によるもの	18,590点
	第12款 削除	
	第13款 臓器提供管理料	
区分		
K 9 1 4	脳死臓器提供管理料	20,000点
	注 臓器提供者の脳死後に、臓器提供者の身体に対して行われる処置の費用は、所定点数に含まれる。	
K 9 1 5	生体臓器提供管理料	5,000点
	第2節 輸血料	
区分		
K 9 2 0	輸血	
	1 自家採血輸血（200mLごとに）	

イ	1回目	750点
ロ	2回目以降	650点
2	保存血液輸血（200mLごとに）	
イ	1回目	450点
ロ	2回目以降	350点
3	自己血貯血	
イ	6歳以上の患者の場合（200mLごとに）	
	(1) 液状保存の場合	250点
	(2) 凍結保存の場合	500点
ロ	6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき4mLごとに）	
	(1) 液状保存の場合	250点
	(2) 凍結保存の場合	500点
4	自己血輸血	
イ	6歳以上の患者の場合（200mLごとに）	
	(1) 液状保存の場合	750点
	(2) 凍結保存の場合	1,500点
ロ	6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき4mLごとに）	
	(1) 液状保存の場合	750点
	(2) 凍結保存の場合	1,500点
5	希釈式自己血輸血	
イ	6歳以上の患者の場合（200mLごとに）	1,000点
ロ	6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき4mLごとに）	1,000点
6	交換輸血（1回につき）	5,250点
注1	輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明を行った場合に算定する。	
2	自家採血、保存血又は自己血の輸血量には、抗凝固液の量は含まれないものとする。	
3	骨髄内輸血又は血管露出術を行った場合は、所定点数に区分番号D404に掲げる骨髄穿刺又は区分番号K606に掲げる血管露出術の所定点数をそれぞれ加算する。	
4	輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節に掲げる所定点数を加算する。	
5	輸血に伴って行った患者の血液型検査（ABO式及びRh式）の費用として48点を所定点数に加算する。	
6	不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき197点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回を限度として、197点を所定点数に加算する。	
7	HLA型適合血小板輸血に伴って行ったHLA型クラスI（A、B、C）又はクラスII（DR、DQ、DP）の費用として、検査回数にかかわらず一連につきそれぞれの所定点数に1,000点又は1,400点を加算する。	
8	輸血に伴って、血液交叉試験又は間接クームス検査を行った場合は、1回につき30点又は34点をそれぞれ加算する。	
9	6歳未満の乳幼児の場合は、26点を所定点数に加算する。	
10	輸血に伴って行った供血者の諸検査、輸血用回路及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。	
11	輸血に伴って、血液を保存する費用は、所定点数に含まれるものとする。	
12	血小板輸血に伴って、血小板洗浄術を行った場合には、血小板洗浄術加算として、580点を所定点数に加算する。	

1	輸血管理料Ⅰ	220点
2	輸血管理料Ⅱ	110点
注1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血を行った場合に、月1回を限度として、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。	
2	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血製剤が適正に使用されている場合には、輸血適正使用加算として、所定点数に、1においては120点、2においては60点を加算する。	
3	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において貯血式自己血輸血を実施した場合は、貯血式自己血輸血管理体制加算として、50点を所定点数に加算する。	
K921	造血幹細胞採取（一連につき）	
1	骨髓採取	
イ	同種移植の場合	21,640点
ロ	自家移植の場合	17,440点
2	末梢 ^{しょう} 血幹細胞採取	
イ	同種移植の場合	21,640点
ロ	自家移植の場合	17,440点
注1	同種移植における造血幹細胞提供者に係る造血幹細胞採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定のコスト並びに造血幹細胞提供前後における健康管理等に係る費用は、所定点数に含まれる。	
2	造血幹細胞採取に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤のコストとして、第4節に掲げる所定点数を加算する。	
K922	造血幹細胞移植	
1	骨髓移植	
イ	同種移植の場合	66,450点
ロ	自家移植の場合	25,850点
2	末梢 ^{しょう} 血幹細胞移植	
イ	同種移植の場合	66,450点
ロ	自家移植の場合	30,850点
3	臍 ^{さい} 帯血移植	66,450点
注1	同種移植を行った場合は、造血幹細胞採取のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
2	造血幹細胞移植に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤のコストとして、第4節に掲げる所定点数を加算する。	
3	6歳未満の乳幼児の場合は、26点を所定点数に加算する。	
4	造血幹細胞移植に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。	
5	造血幹細胞移植者に係る造血幹細胞採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定のコストは所定点数に含まれるものとする。	
6	臍 ^{さい} 帯血移植に用いられた臍 ^{さい} 帯血に係る組織適合性試験のコストは、所定点数に含まれるものとする。	
7	抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K923	術中術後自己血回収術（自己血回収器具によるもの）	4,500点
注1	併施される手術の所定点数とは別に算定する。	
2	使用した術中術後自己血回収セットのコストは、所定点数に含まれるものとする。	
K924	自己生体組織接着剤作成術	1,400点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、自己生体組織接着剤を用いた場合に算定する。

第3節 手術医療機器等加算

区分

- K 9 3 0 脊髄誘発電位測定等加算
1 脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤^{りゅう}の手術に用いた場合 3,130点
2 甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合 2,500点
- K 9 3 1 超音波凝固切開装置等加算 3,000点
注 胸腔鏡下若しくは腹腔鏡下による手術、悪性腫瘍等に係る手術又はバセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）に当たって、超音波凝固切開装置等を使用した場合に算定する。
- K 9 3 2 創外固定器加算 10,000点
注 区分番号K 0 4 6、K 0 5 6-2、K 0 5 8、K 0 7 3、K 0 7 6、K 0 7 8、K 1 2 4-2又はK 1 2 5に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定する。
- K 9 3 3 イオントフォーゼ加算 45点
注 区分番号K 3 0 0及びK 3 0 9に掲げる手術に当たって、イオントフォーゼを使用した場合に算定する。
- K 9 3 4 副鼻腔手術用内視鏡加算 1,000点
注 区分番号K 3 5 0、K 3 5 2、K 3 5 2-3、K 3 6 2-2及びK 3 6 5に掲げる手術^くに当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。
- K 9 3 4-2 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 1,000点
注 区分番号K 3 4 0-3からK 3 4 0-7まで及びK 3 5 0からK 3 6 5までに掲げる手術^くに当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。
- K 9 3 5 止血用加熱凝固切開装置加算 700点
注 区分番号K 4 7 6に掲げる手術に当たって、止血用加熱凝固切開装置を使用した場合に算定する。
- K 9 3 6 自動縫合器加算 2,500点
注 区分番号K 4 8 8-4、K 5 1 1、K 5 1 3、K 5 1 4、K 5 1 4-2、K 5 1 7、K 5 2 2-3、K 5 2 4-2、K 5 2 5、K 5 2 9、K 5 2 9-2、K 5 3 1からK 5 3 2-2まで、K 6 5 4-3の2からK 6 5 5-2まで、K 6 5 5-4、K 6 5 6-2、K 6 5 7、K 6 5 7-2、K 6 7 4、K 6 7 5の2からK 6 7 5の5まで、K 6 7 7、K 6 7 7-2、K 6 8 0、K 6 9 5の4からK 6 9 5の7まで、K 6 9 6、K 7 0 2からK 7 0 3まで、K 7 0 5、K 7 0 6、K 7 1 1-2、K 7 1 6、K 7 1 9からK 7 1 9-3まで、K 7 1 9-5、K 7 3 2の2、K 7 3 5、K 7 3 5-3、K 7 3 9、K 7 3 9-3、K 7 4 0、K 7 4 0-2、K 8 0 3及びK 8 1 7の3に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使用した場合に算定する。
- K 9 3 6-2 自動吻合器加算 5,500点
注 区分番号K 5 2 2-3、K 5 2 5、K 5 2 9、K 5 2 9-2、K 5 3 1からK 5 3 2-2まで、K 6 5 5、K 6 5 5-2、K 6 5 5-4、K 6 5 7、K 6 5 7-2、K 7 0 2、K 7 0 3、K 7 1 9の3、K 7 1 9-2の2、K 7 1 9-3、K 7 3 9、K 7 4 0、K 7 4 0-2、K 8 0 3及びK 8 1 7の3^{ふん}に掲げる手術に当たって、自動吻合器を使用した場合に算定する。
- K 9 3 6-3 微小血管自動縫合器加算 2,500点
注 区分番号K 0 1 7及びK 0 2 0に掲げる手術に当たって、微小血管自動縫合器を使用した場合に算定する。
- K 9 3 7 心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算 30,000点
注 区分番号K 5 5 2-2に掲げる手術に当たって、心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器を使用した場合に算定する。

- K 9 3 7 - 2 術中グラフト血流測定加算 2,500点
注 冠動脈血行再建術に当たって、グラフト血流を測定した場合に算定する。
- K 9 3 8 体外衝撃波消耗性電極加算 3,000点
注 区分番号K 6 7 8及びK 7 6 8に掲げる手術に当たって、消耗性電極を使用した場合に算定する。
- K 9 3 9 画像等手術支援加算
- 1 ナビゲーションによるもの 2,000点
注 区分番号K 0 5 5 - 2、K 0 5 5 - 3、K 0 8 0 の1、K 0 8 1 の1、K 0 8 2 の1、K 0 8 2 - 3 の1、K 1 3 1 - 2、K 1 3 4 - 2、K 1 4 0 からK 1 4 1 - 2 まで、K 1 4 2 (6を除く。)、K 1 4 2 - 3、K 1 5 1 - 2、K 1 5 4 - 2、K 1 5 8、K 1 6 1、K 1 6 7、K 1 6 9 からK 1 7 2 まで、K 1 7 4 の1、K 1 9 1 からK 1 9 3 まで、K 2 3 5、K 2 3 6、K 3 1 3、K 3 1 4、K 3 4 0 - 3 からK 3 4 0 - 7 まで、K 3 4 2、K 3 4 3、K 3 4 9 からK 3 6 5 まで、K 6 9 5、K 6 9 5 - 2 及びK 6 9 7 - 4 に掲げる手術に当たって、ナビゲーションによる支援を行った場合に算定する。
 - 2 実物大臓器立体モデルによるもの 2,000点
注 区分番号K 0 5 5 - 2、K 0 5 5 - 3、K 1 3 6、K 1 4 2 の6、K 1 4 2 - 2、K 1 5 1 - 2、K 1 6 2、K 1 8 0、K 2 2 8、K 2 3 6、K 2 3 7、K 3 1 3、K 3 1 4 の2、K 4 0 6 の2、K 4 2 7 - 2、K 4 3 4 及びK 4 3 6 からK 4 4 4 までに掲げる手術に当たって、実物大臓器立体モデルによる支援を行った場合に算定する。
 - 3 患者適合型手術支援ガイドによるもの 2,000点
注 区分番号K 0 8 2 及びK 0 8 2 - 3 に掲げる手術に当たって、患者適合型手術支援ガイドによる支援を行った場合に算定する。
- K 9 3 9 - 2 術中血管等描出撮影加算 500点
注 手術に当たって、血管や腫瘍等を確認するために薬剤を用いて、血管撮影を行った場合に算定する。
- K 9 3 9 - 3 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 450点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、手術の前に療養上の必要性を踏まえ、人工肛門又は人工膀胱を設置する位置を決めた場合に算定する。
- K 9 3 9 - 4 削除
- K 9 3 9 - 5 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 2,500点
注 1 区分番号K 6 6 4 に掲げる手術に当たって、嚥下機能評価等を実施した場合に算定する。
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において実施される場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- K 9 3 9 - 6 凍結保存同種組織加算 9,960点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、心臓、大血管、肝臓、胆道又は脾臓の手術に当たって、凍結保存された同種組織である心臓弁又は血管を用いた場合に算定する。

第4節 薬剤料

区分

- K 9 4 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。
- 注 1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。
 - 2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第5節 特定保険医療材料

区分

K950 特定保険医療材料

材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。